

## 大野市子ども・子育て会議（第2回） 次第

日 時 令和元年10月17日（木）午後7時～

場 所 結とぴあ 302号室

### 1 会長あいさつ

### 2 議 事

(1) 大野市子ども・子育て支援事業計画（素案）について

(2) その他

### 3 次回の会議

### 4 閉 会

越前おおの子ども・子育て支援プラン

# 大野市子ども・子育て支援事業計画

(素案)

令和2年 月

大 野 市

# 越前おおの子ども・子育て支援プラン

(仮) 子どもがイキイキ、子育て世代が安心して子育てができるまち

目次

## 第1部 総論

### 第1章 計画策定にあたって

- 第1節 計画策定の趣旨
- 第2節 計画の位置づけ
- 第3節 計画の期間
- 第4節 計画の推進体制
- 第5節 計画の達成状況の点検・評価

### 第2章 大野市の子ども・子育てを取り巻く環境

- 第1節 少子化の動向
  - 1 人口の推移
  - 2 人口動態
  - 3 年齢別人口割合の推移
  - 4 世帯数の推移
  - 5 出生数の推移
  - 6 女性の年代別出生数
  - 7 女性の年代別人口の推移
  - 8 未婚化・晩婚化の動向
  - 9 結婚及び婚活への若者の考え
- 第2節 男女別就労状況
  - 1 年齢（5歳階級）、男女別就業率

### 第3章 ニーズ調査から見られる状況

- 第1節 家庭や地域、職場における子育て支援
  - 1 祖父母の同居・近居の状況
  - 2 地域における人材活用の状況
  - 3 保護者の就労状況
  - 4 職場における子育て支援の状況

### 第4章 計画の基本的な考え方

- 第1節 基本理念
- 第2節 基本的な視点
- 第3節 基本目標
- 第4節 計画の体系

## 第2部 各論

### 第1章 次代を担う子どもと子育て支援施策の展開

#### 第1節 (仮) 結婚や子育てに夢を持てる環境の整備

- 1 結婚に向けた支援
- 2 妊娠期から出産・産後の健診・相談体制の充実
- 3 結婚に向けた思春期からの保健対策
- 4 産科・小児医療の体制整備

#### 第2節 (仮) 乳幼児の発育・発達に向けた支援の充実

- 1 乳幼児期の健診・相談支援体制の充実
- 2 乳幼児期からの正しい食習慣や生活習慣の形成

#### 第3節 (仮) 乳幼児期の教育・保育の提供

- 1 保育所・認定こども園など教育・保育の量の確保と質の充実
- 2 ニーズに応じた保育サービスの提供

#### 第4節 (仮) 子どもの育ちや自立への支援

- 1 学校の教育環境の充実
- 2 いじめや不登校対策の充実
- 3 危機管理体制の強化
- 4 放課後の居場所づくり

#### 第5節 (仮) 配慮を必要とする子どもと家庭への支援

- 1 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援
- 2 ひとり親家庭への自立支援
- 3 要保護児童への支援・対応の強化

#### 第6節 (仮) 社会全体で子どもと子育てを支える体制づくり

- 1 地域の教育力の向上
- 2 子どもが安全・安心に暮らせる地域づくり
- 3 仕事と子育ての両立支援

### 第2章 子ども・子育て支援事業計画

#### 第1節 教育・保育提供区域の設定

- 1 区域設定の考え方
- 2 区域設定

#### 第2節 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容

#### 第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容

#### 第4節 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供

及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

#### 第5節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

## 資料編

- 1 大野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果
- 2 大野市子ども・子育て会議設置条例
- 3 大野市子ども・子育て会議委員名簿

## 第1部 総論

### 第1章 計画策定にあたって

#### 第1節 計画策定の趣旨

近年、我が国では、出生数の減少や出生率の低下に伴い、急速に少子化が進行しています。子どもや子育てを取り巻く環境が厳しくなっており、核家族化や地域のつながりの希薄化などから子育てに不安や孤立感をもつ保護者も少なくありません。また、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

これらの課題に対処し、子育て世代が子育てしやすい社会にしていくためにも、地域の実情に応じた多様な子育て支援など、新たな取り組みが必要となります。

平成24年8月には子ども・子育て関連3法が成立し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供や、地域の子ども・子育て支援の充実のための新たな子育て支援制度が整備されました。

市町村は、この新制度に基づき、幼児期の学校教育・保育をはじめとする子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に関する子ども・子育て支援事業計画を策定しています。

本市においては、この第1期計画の期間が、平成27年度から5年間となっていることから、子育て支援に関するこれまでの成果と課題を検証し、今年度、新たに第2期計画を策定します。

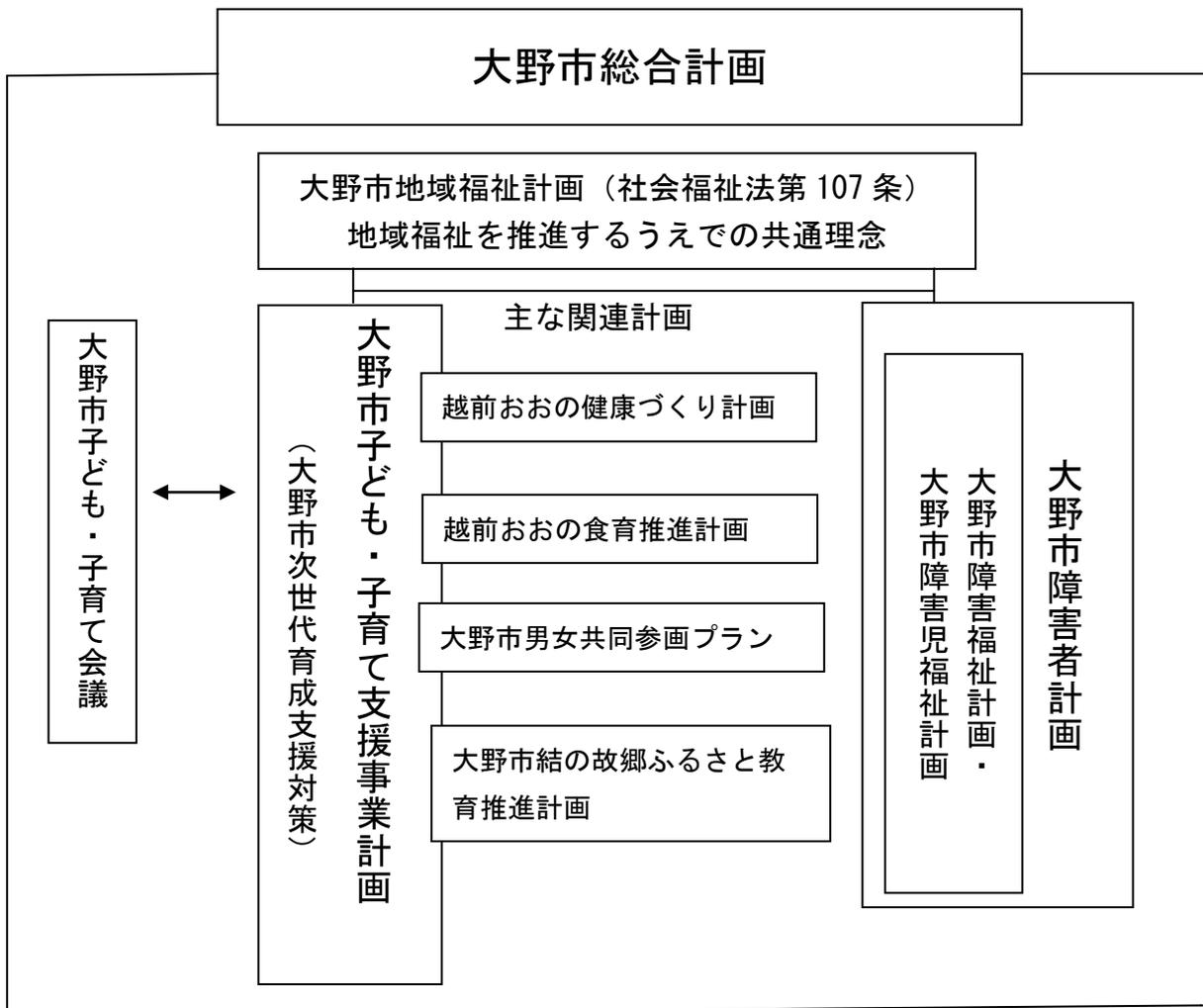
第2期計画は、子育て世代が安心して子育てしやすい環境を整備するとともに、すべての子どもの健やかな育ちと保護者が喜びを感じながら子育てができるまちづくりを目指すことを目的に策定します。

#### 第2節 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定するものであり、今後の地域における幼児期の学校教育・保育の提供体制や子育て支援事業の実施内容、その時期などを示すものです。

また、本市においては、子どもを産み育てることに喜びを感じ、次世代の社会を担う宝である子どもたちが、健やかに育つことのできる地域の実現に向け、次世代育成支援対策推進法に基づき、大野市次世代育成支援対策推進行動計画を策定し、着実な推進に取り組んでいます。その取り組みは、本市の子ども・子育て支援の充実を図る上で、今後も重要な役割を担っていきます。

本計画は、次世代育成支援対策も踏まえた幅広い視点から策定することとし、本市の上位計画である大野市総合計画や、障害児福祉計画などその他の個別計画との調和を保ち、整合性を図りながら策定することとします。



### 第3節 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や子育て支援のニーズに対応するため、大野市子ども・子育て会議において、必要に応じて各施策の見直し等を行います。

### 第4節 計画の推進体制

本計画の推進に当たり、保育園や認定こども園などの子ども・子育て支援事業者、企業等の事業主、教育関係者、行政等とが連携を深め、情報の共有化を図りながら事業の推進・調整を行うとともに、保護者、地域、事業者、行政等それぞれが子育て支援に対する責任や自ら果たす役割を認識し、互いに協力して、子育て支援に対する支援に関するさまざまな施策の推進に取り組みます。

### 第5節 計画の達成状況の点検・評価

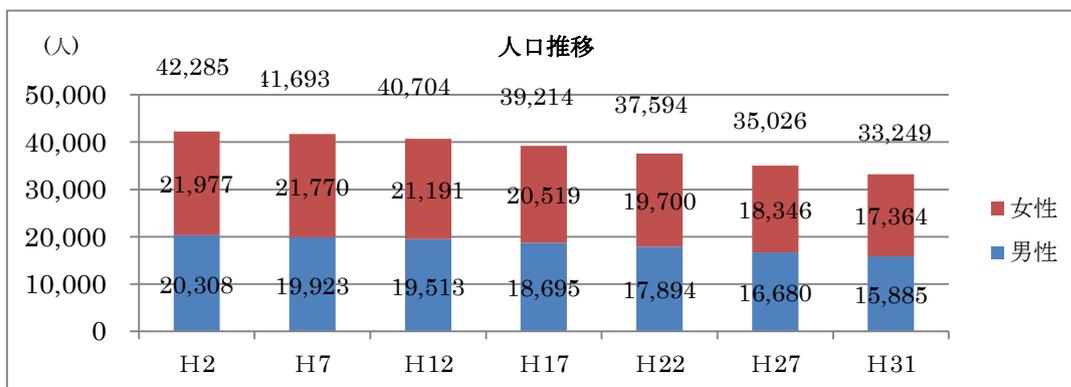
大野市子ども・子育て会議において、毎年度子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況や実績等について点検・評価し、計画期間中であっても社会情勢の変化や子育て支援のニーズに対応するため、必要に応じて施策内容の見直しを行います。

## 第2章 大野市の子ども・子育てを取り巻く環境

### 第1節 少子化の動向

#### 1 人口の推移

大野市の人口は、平成17年には4万人を割り込み、平成31年は33,249人となっています。減少率も年々高くなっている状況にあります。



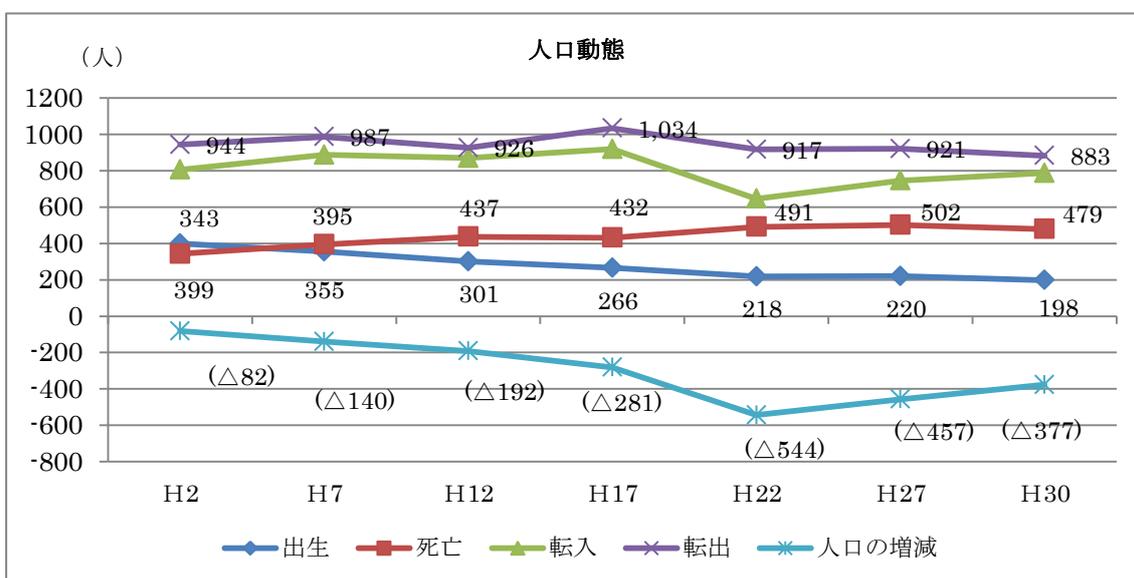
(資料：住民基本台帳 各年4月1日現在)

#### 2 人口動態

平成2年の出生数は399人で、約30年の間に半数まで減っています。

出生数と死亡数を比べると、平成7年にはすでに出生数が死亡数を下回っており、その差は年々大きくなる傾向にあります。

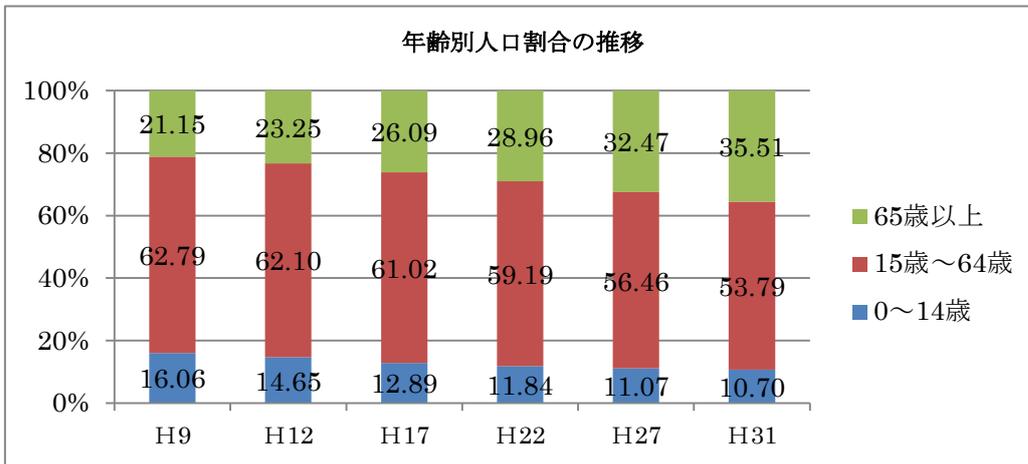
社会増減は、転出が転入を上回っている状況が続いています。



(資料：住民基本台帳)

#### 3 年齢別人口割合の推移

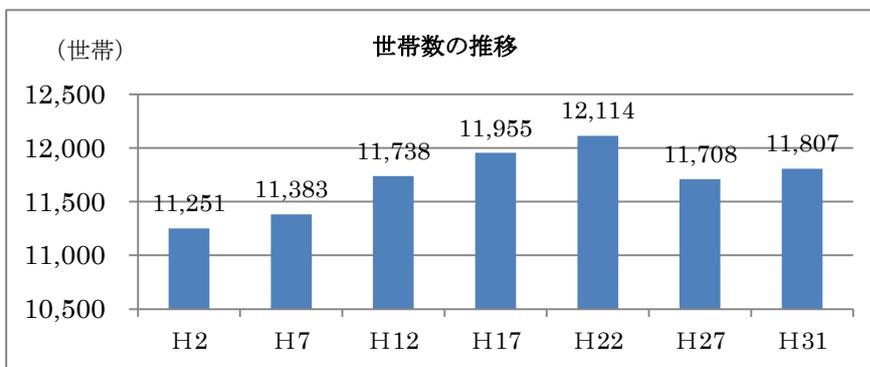
年齢別人口割合をみると、平成31年の年少人口割合(0～14歳)は10.7%まで減少し、生産年齢人口割合(15～64歳)も53.79%まで減少しています。一方、65歳以上の老年人口割合は、35.51%まで増加しており、本市において少子高齢化が急速に進んでいます。



(資料：住民基本台帳 各年4月1日現在)

#### 4 世帯数の推移

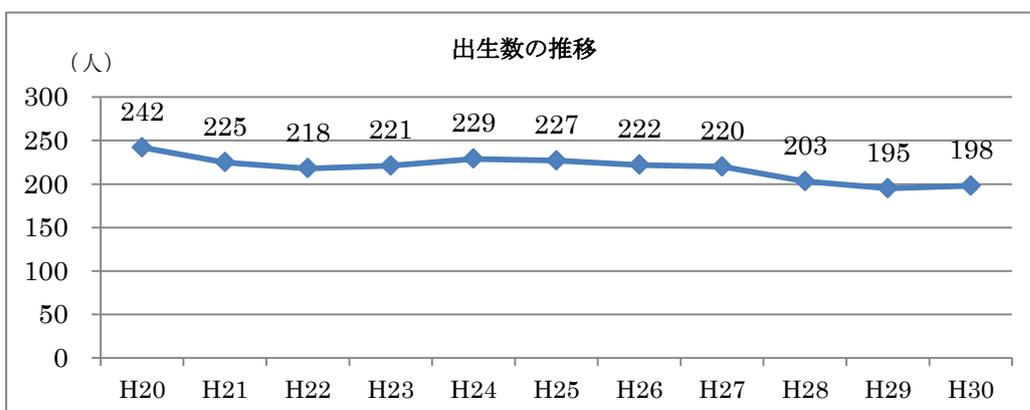
本市の世帯数は、核家族化の進行や単身世帯の増加により、平成22年まで増加傾向にありましたが、その後減少に転じ、平成31年には11,807世帯となっています。



(資料：住民基本台帳 各年4月1日現在)

#### 5 出生数の推移

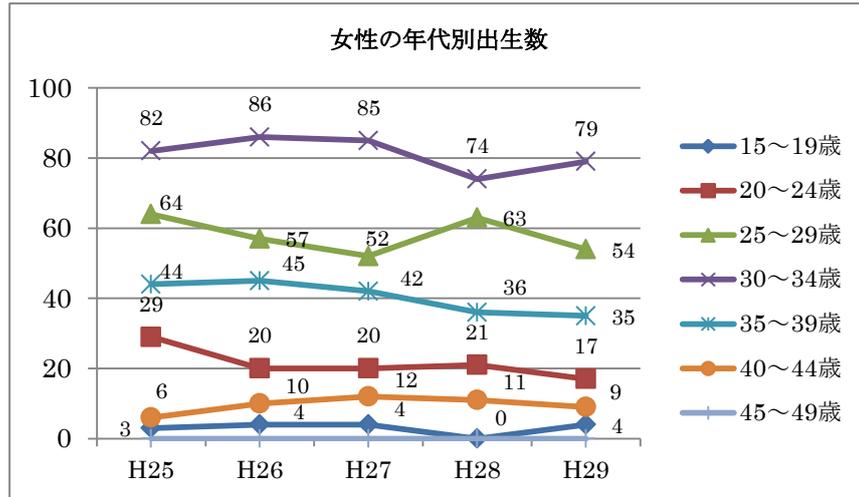
平成21年以降、220人前後で推移していた出生数は、平成29年には200人を下回り、今後も出生数の減少が見込まれます。



(資料：住民基本台帳)

## 6 女性の年代別出生数

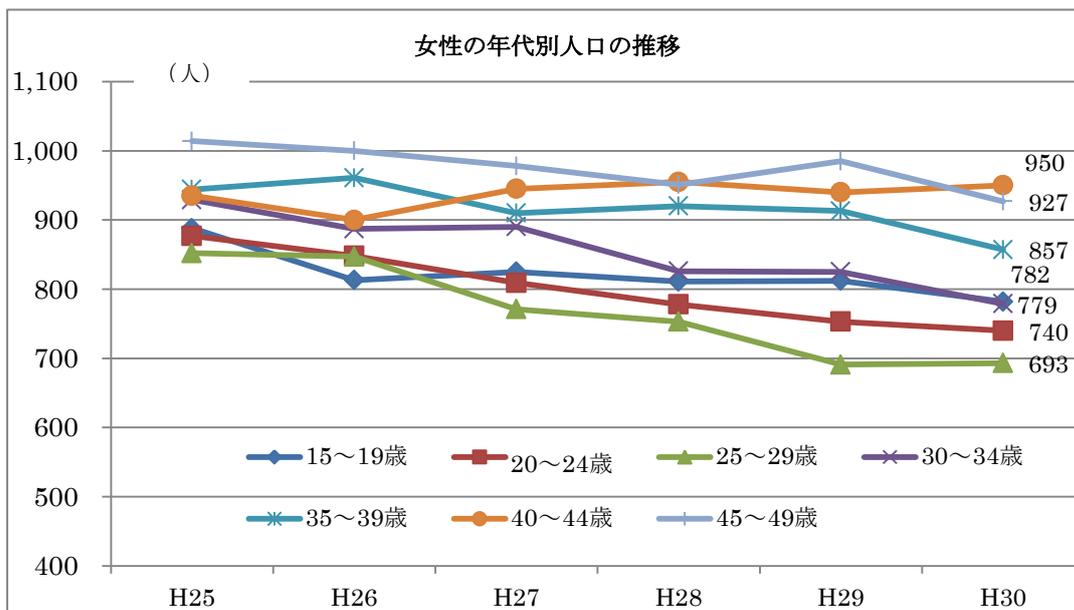
30～34歳の女性の出生数が最も多く、次いで25～29歳、35～39歳の順に多くなっています。



※45～49歳はいずれの年もゼロとなっています。(福井県「出生に関する統計」)

## 7 女性の年代別人口の推移

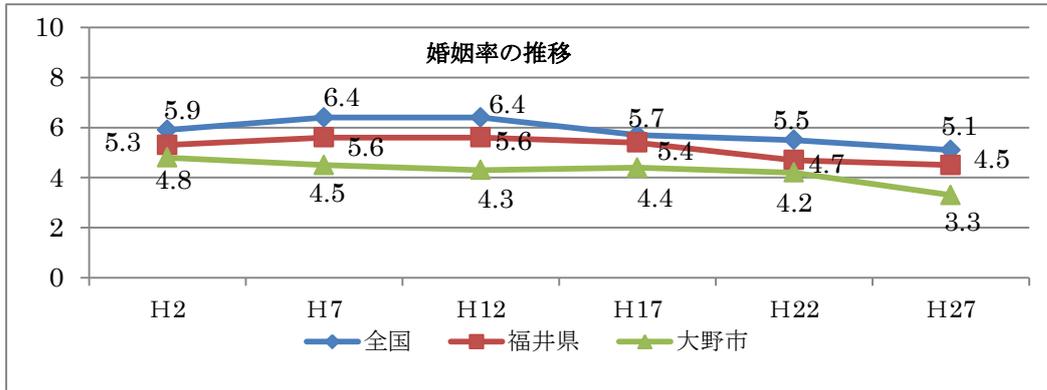
40～49歳の女性の人口はほぼ横ばいですが、20～39歳の女性は年々減少しています。



(資料：住民基本台帳 各年1月1日現在)

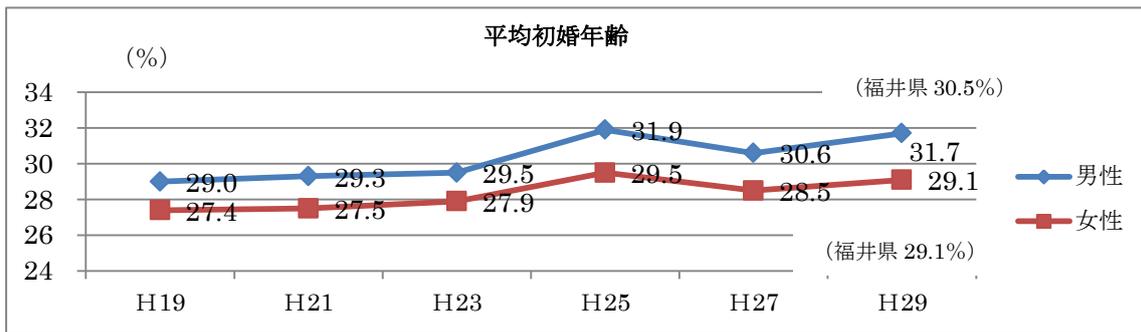
## 8 未婚化・晩婚化の動向

本市の婚姻率は、全国や福井県全体と比べて、低い水準にあります。平成22年までは4%台で推移していましたが、平成27年には4%を下回りました。

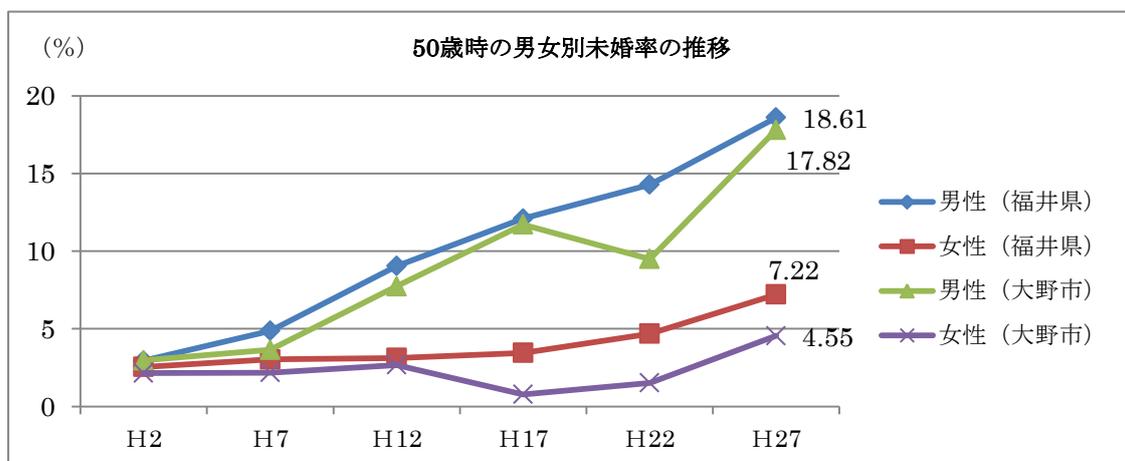


(資料：厚生労働省「人口動態統計」、大野市統計資料)

本市の平均初婚年齢は、平成29年が男性が31.7歳、女性が29.1歳となっています。また平成27年の50歳時の男女別未婚率は、男性17.82%、女性4.55%で福井県全体と比べて低いものの、男女ともに年々高くなっており、未婚化、晩婚化が進んでいます。



(福井県衛生統計年報人口動態統計)



(資料：平成27年国勢調査福井県独自集計報告書～人口等基本集計分～)

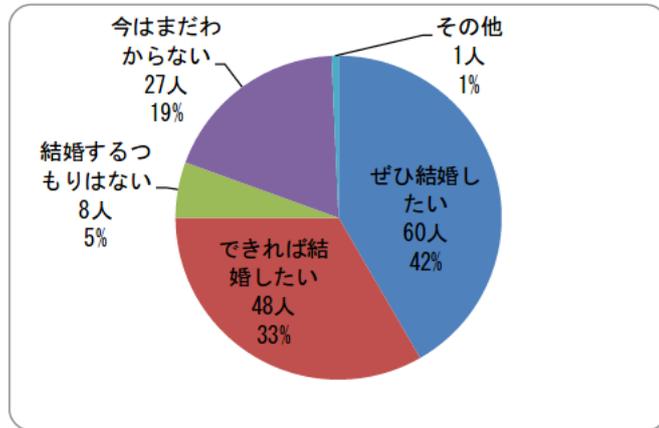
## 9 結婚及び婚活への若者の考え

平成30年に実施した「結婚及び婚活支援事業に関する市民アンケート」結果において、「ぜひ結婚したい」「できれば結婚したい」と回答した人の割合は75%、「20代、30代で結婚したい」が78%となっています。

一方、「婚活していない、以前していたことがあるが今はしていない」が84%で、その主な理由として「婚活でよい相手が見つかるとは思えないから」「婚活するのが面倒だから」「自然な出会いを待ちたいから」が多くありました。

今後、結婚したいと思いますか。

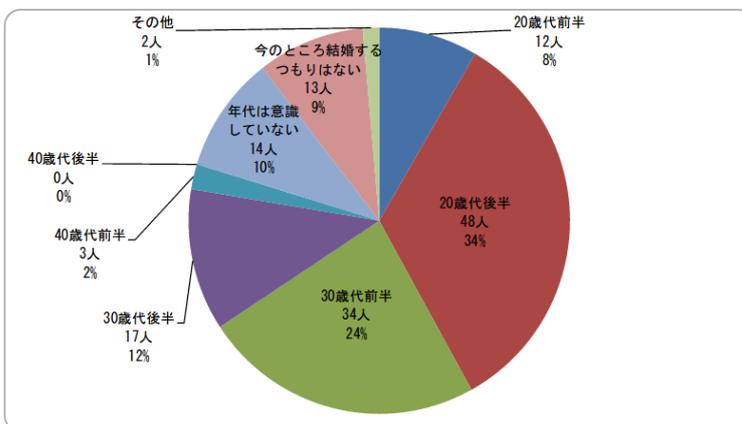
(1つだけ○印) (n=144)



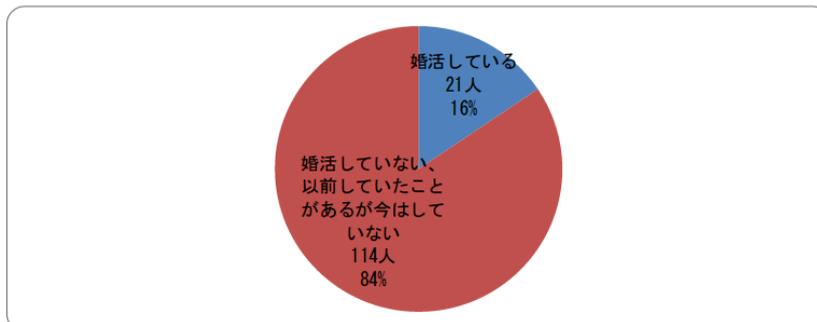
### ※⑤「その他」の回答

- ・子育てに忙しいことに理解のある人がいれば結婚したい

いつごろまでに結婚したいと考えていますか。(1つだけ○印) (n=143)



今、婚活していますか。(1つだけ○印) (n=135)



## 第2節 男女別就労状況

### 1 年齢（5歳階級）、男女別就業率

本市の平成27年の就業率は男女ともに、平成22年より高くなっています。また、子育て期から60歳まで働く女性の就業率は80%を超えており、60歳以降も引き続き働く女性の就業率は、60～64歳で64.8%、65歳以上で21.8%で、県内9市の中で一番高い就業率となっています。

#### ■男性 (%)

	H22	H27	(福井県H27)
15～19歳	9.6	12.2	(13.2)
20～24歳	75.3	77.2	(69.2)
25～29歳	91.4	90.7	(90.8)
30～34歳	92.0	93.2	(93.4)
35～39歳	95.6	95.2	(94.5)
40～44歳	92.1	95.9	(94.6)
45～49歳	92.0	93.0	(94.2)
50～54歳	91.0	93.9	(94.0)
55～59歳	89.4	92.0	(92.1)
60～64歳	74.8	81.6	(79.8)
65歳以上	35.1	38.9	(35.7)

#### ■女性 (%)

	H22	H27	(福井県H27)
15～19歳	8.1	9.2	(11.2)
20～24歳	73.9	77.9	(71.8)
25～29歳	79.0	82.7	(81.8)
30～34歳	78.9	81.0	(79.3)
35～39歳	83.5	86.1	(82.0)
40～44歳	86.1	89.7	(84.5)
45～49歳	86.2	89.3	(84.4)
50～54歳	83.6	88.4	(82.9)
55～59歳	74.8	83.2	(76.2)
60～64歳	57.1	64.8	(58.0)
65歳以上	17.7	21.8	(18.3)

(資料: 国勢調査福井県独自集計 就業状態等基本集計)

## 第3章 ニーズ調査から見られる状況

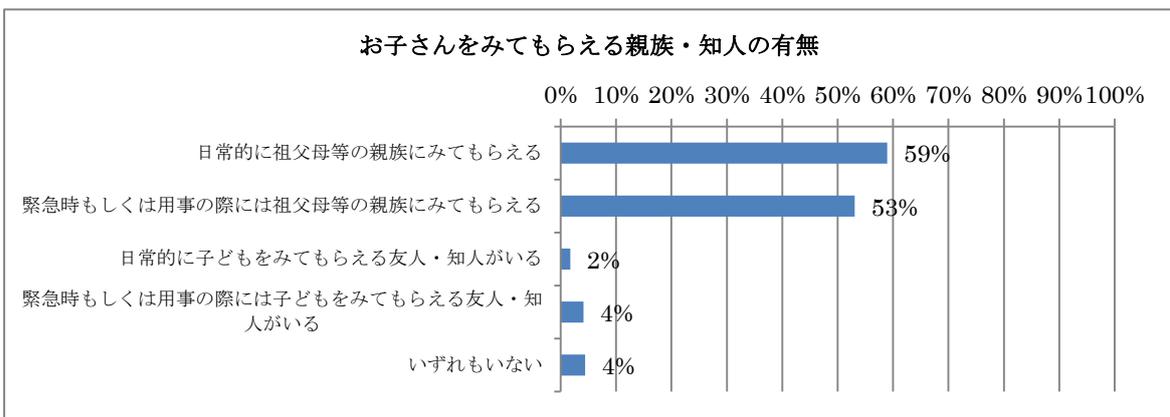
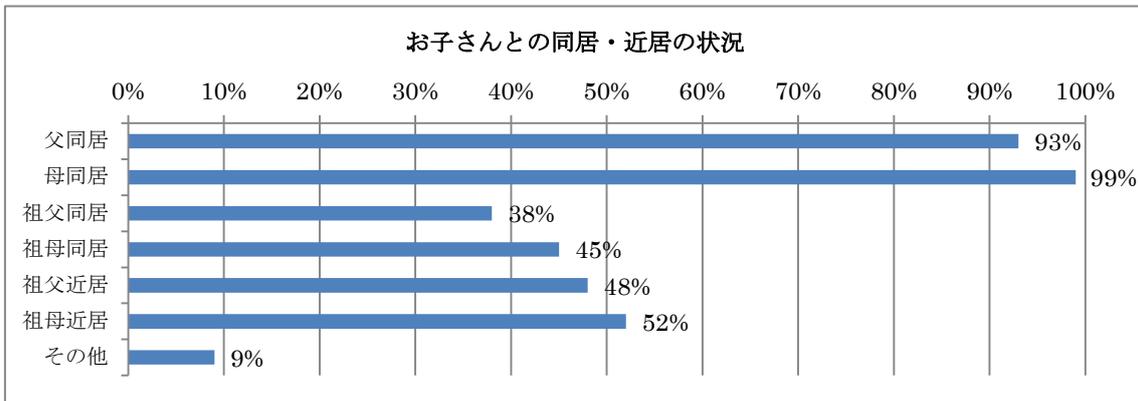
### 第1節 家庭や地域、職場における子育て支援

#### 1 祖父母の同居・近居の状況

祖父母の同居または近居の割合が高く、祖父母による子育て支援が受けやすいことが分かります。子どもを祖父母にみてもらえる割合は、「日常的に」が59%、「緊急時に」が53%でした。

祖父母にみてもらっている方のうち5割の人が「身体的・精神的負担を心配することなく安心してみてもらえる」と回答している一方で、「身体的・精神的負担が大きく心配である」と思っている人の割合も高くなっています。

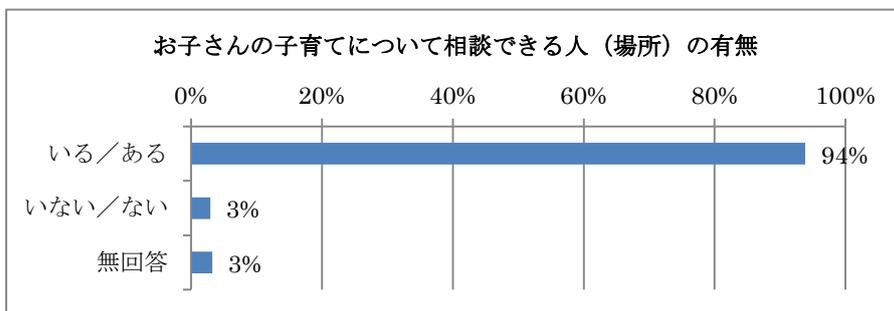
また、60歳を過ぎて働く祖父母世代が増えていることから、祖父母世代も働きながら子育て支援をしている状況がうかがえます。

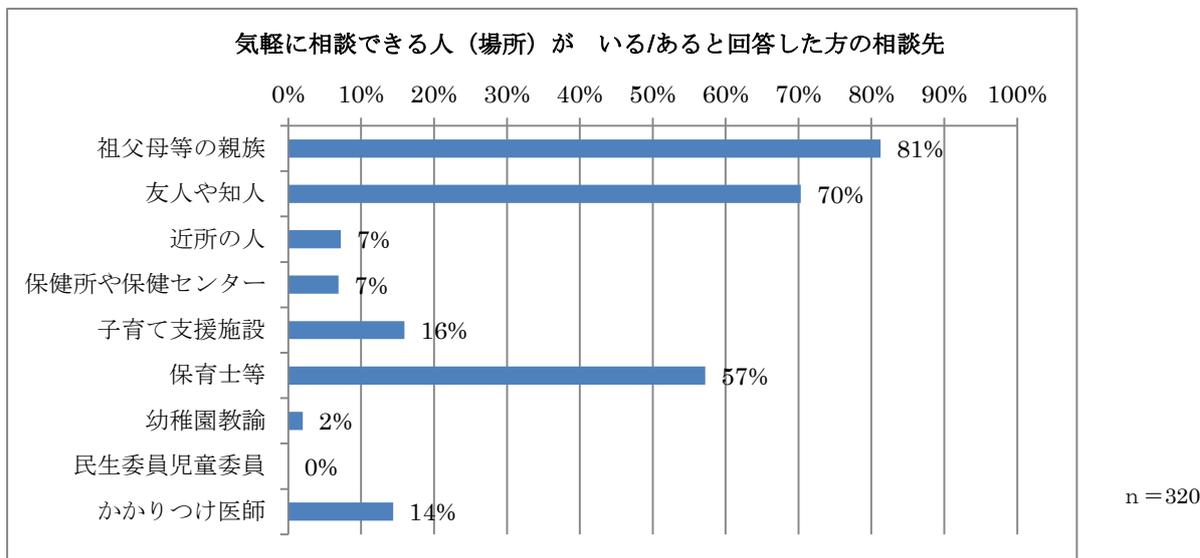


## 2 地域における人材活用の状況

「お子さんの子育てについて気軽に相談できる人（場所）について「いる/ある」が94%、相談先として、祖父母等の親族と回答した方が81%、次いで、友人や知人、保育士等となっています。

「お子さんの子育てについて気軽に相談できる人（場所）について「いない/ない」が3%となっています。

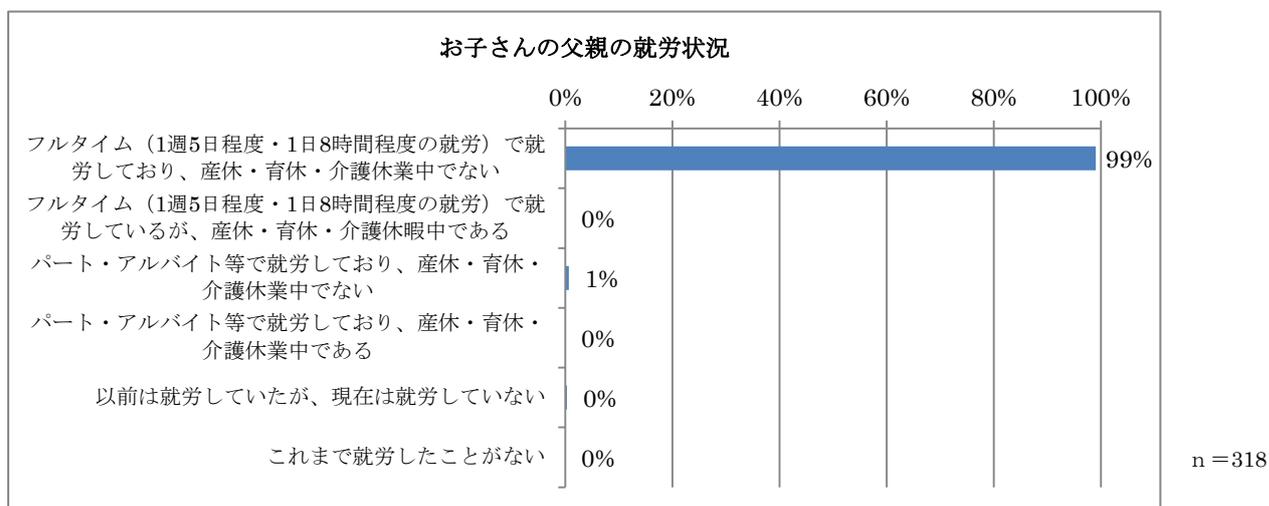
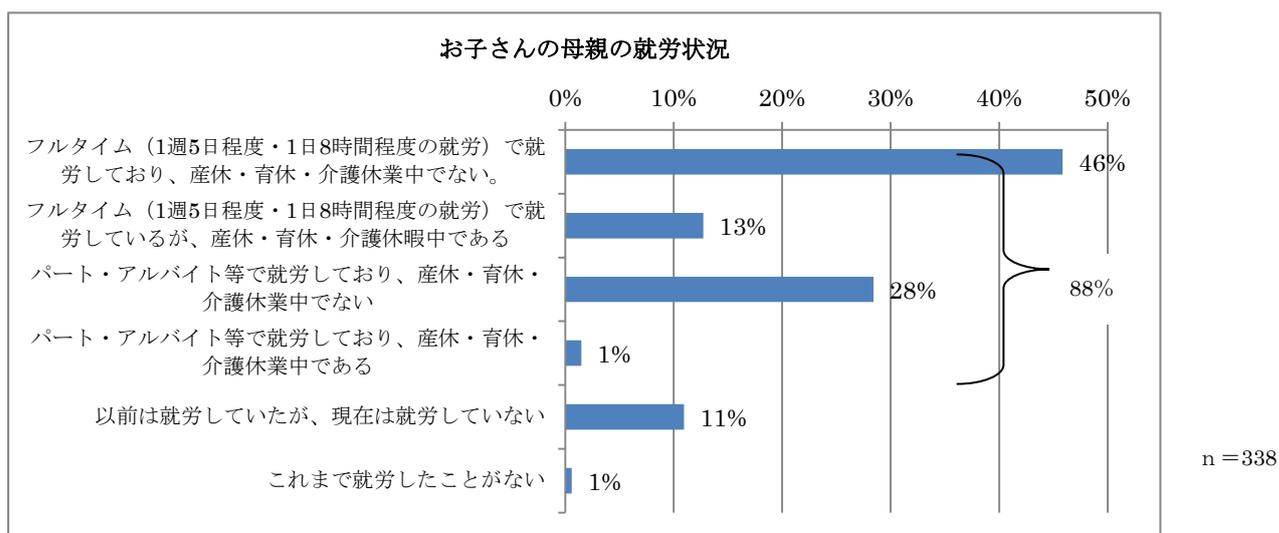


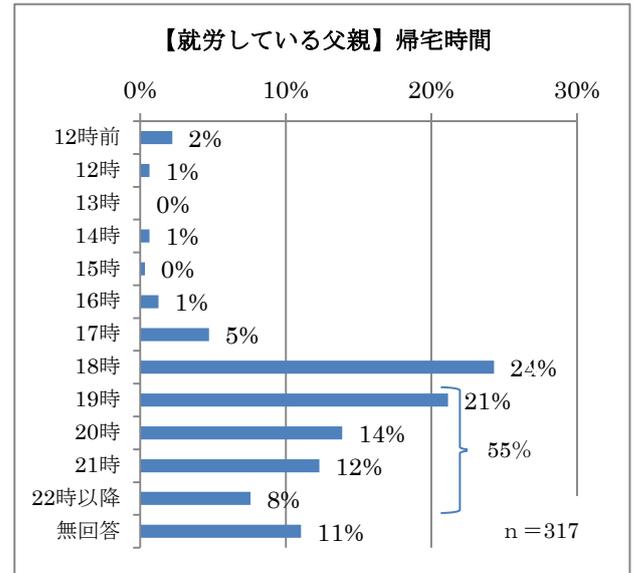
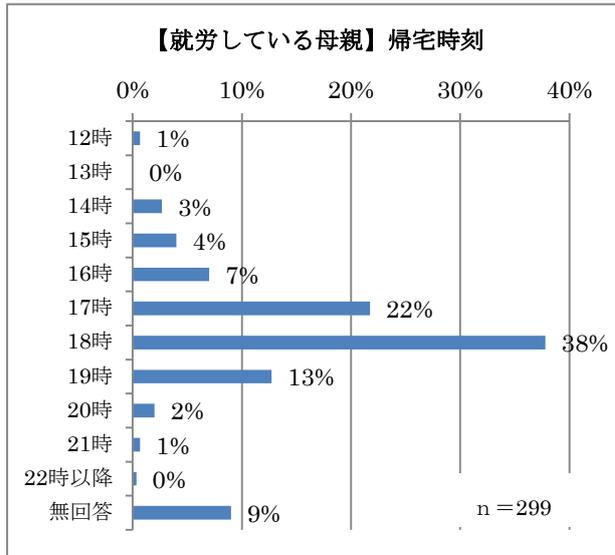


### 3 保護者の就労状況

未就学児の母親の 88% が就労し、フルタイム勤務がパートタイム勤務を上回っており、長時間働く母親が増えています。

また、父親の 55% が 19 時以降に帰宅しています。



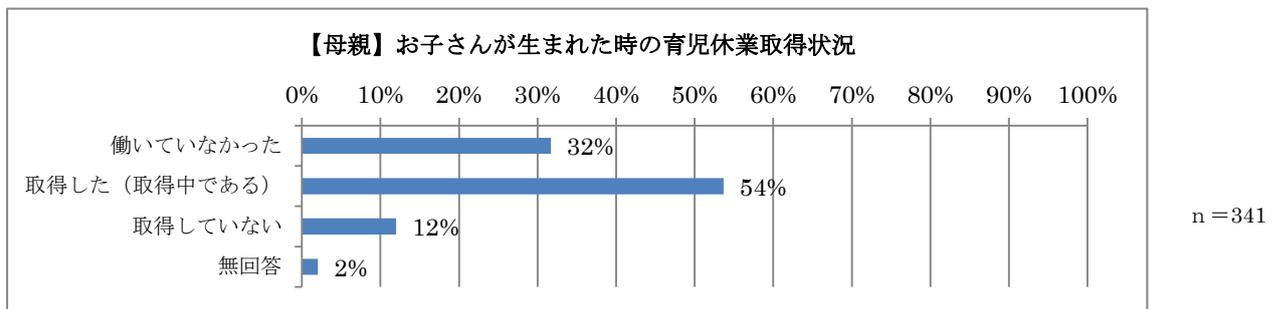


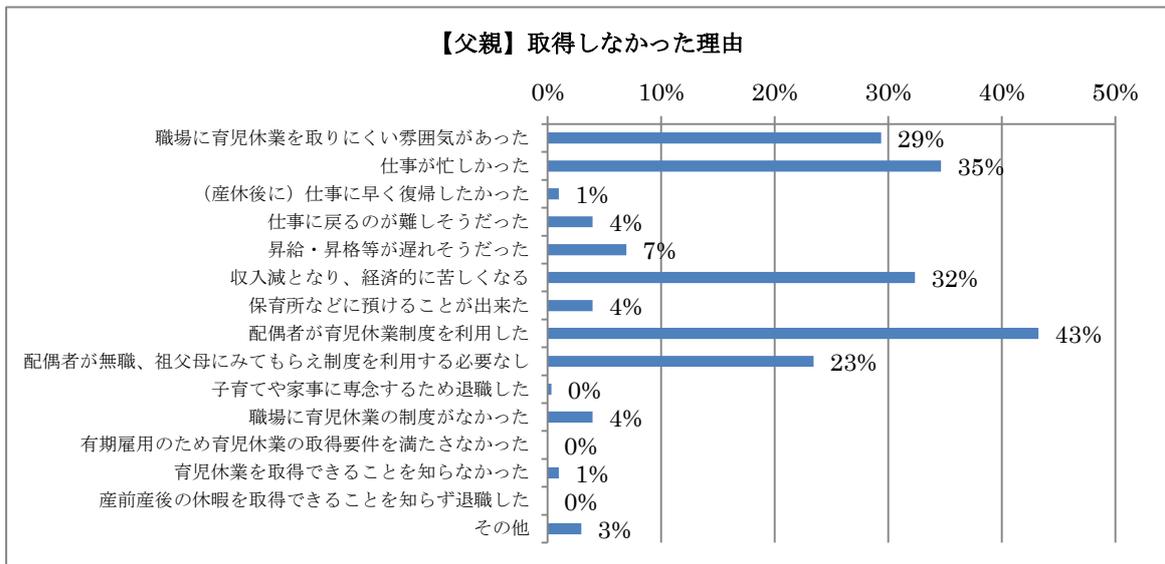
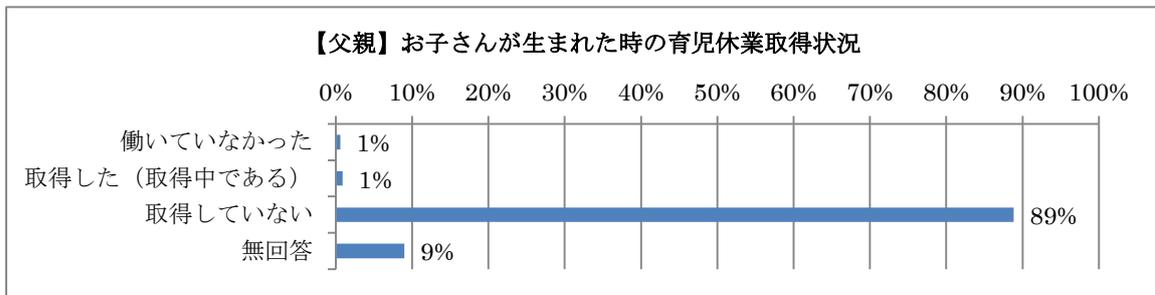
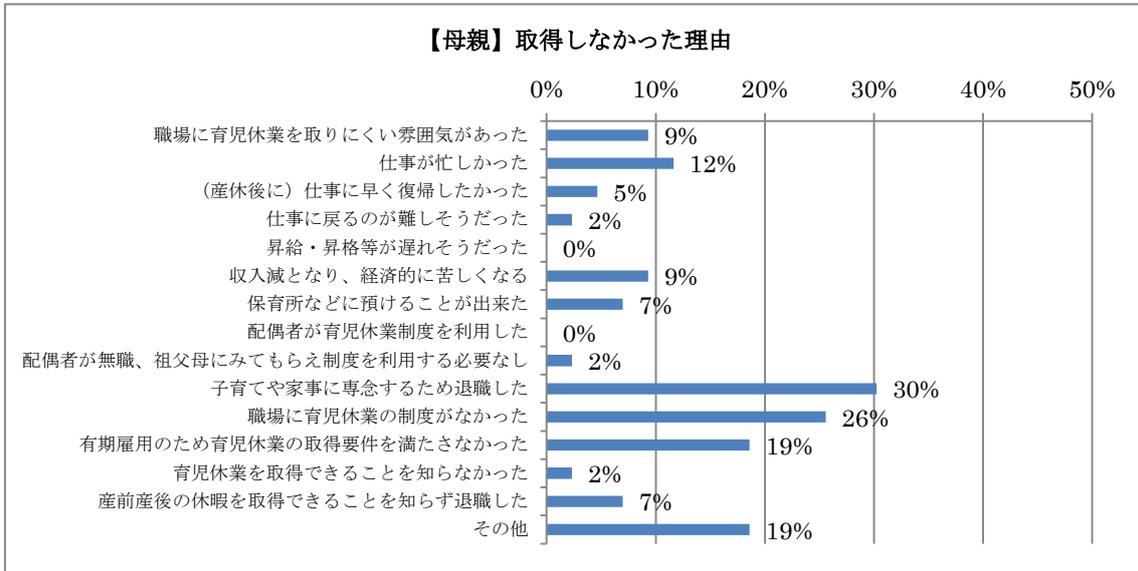
#### 4 職場における子育て支援の状況

母親の育児休業の取得状況は、「取得した（取得中）」が54%、「働いていなかった」が32%、「取得していない」12%となりました。母親が育児休業制度を取得しなかった理由は、「子育てや家事に専念するため退職した」が30%、「職場に育児休業の制度がなかった」が26%、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」が19%でした。

父親の育児休業の取得状況は、「取得した」が1%、「取得していない」が89%で、育児休業制度を取得しなかった理由は、「配偶者が育児休業制度を利用した」が43%、「仕事が忙しかった」が35%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が32%、「職場に育児休業をとりにくい雰囲気があった」が29%でした。

母親の育児休業は、平成25年調査時より7ポイント高くなりましたが、父親の育児休業の取得は進んでいない状況です。





## 第4章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本理念

#### (仮) 子どもがイキイキ、子育て世代が安心して子育てができるまち

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる宝です。子どもの健やかな育ちとその子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、本市の将来の発展に欠かすことのできないものです。

子育ては本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していく大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。よって、保護者が子育てについての第一義的責任を有するとしながらも、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えていくことが大切です。

将来を担う子どもたちが地域の中でイキイキ育ち、社会全体が子育てを応援することで子育て世代が安心して子育てができるまちを実現できるよう、子育て支援施策を推進します。

## 第2節 基本的な視点

### 子どもの視点

子育て支援サービスは、保護者のみで実施するのではなく、そのサービスにより影響を受ける子ども自身の視点を大切にする必要があります。また、子どもの「育つ力」を信じ、子どもの主体性を尊重しながら、その育ちを支援することが望ましいことです。そのため、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本に取り組みを推進します。

### 親の育ちを支える視点

保護者が子育てについての責任を果たしながら、子育てを通じて喜びや楽しさを感じることができるよう、地域や職場、その他の社会のあらゆる分野におけるすべての人々が、子ども・子育て支援の重要性に対する理解を深め、それぞれの立場から支援していくことが大切です。保護者が安心して子育てできるよう、社会全体で子育て世代を支える環境を整えます。

### すべての子どもと家庭への支援の視点

子ども・子育て支援法は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家庭を含め、すべての子どもと子育て家庭を対象とするものです。一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障すること目指し、特に配慮が必要な子どもや家庭に対しては、関係機関と連携し、きめ細かい支援を行い適切に対応します。

### 身近な地域での支援の視点

子どもや子育て家庭にとっては、生活の拠点がある身近な地域において、子どもの育ちや子育てを支えられることが望まれます。そのため、保育所や認定こども園が地域の子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことにより、身近な地域で子育て支援サービスが受けられるよう、施策を推進します。

### 社会全体での支援の視点

行政のみならず、企業や地域住民などのさまざまな担い手と協働し、社会全体で子ども・子育てへの支援を推進します。

### 第3節 基本目標

基本理念を実現するため、次の6つを基本目標とし、総合的に施策を推進します。

#### 基本目標1 **(仮) 1 結婚や子育てに夢を持てる環境の整備**

若者が将来の結婚や子育てに夢と希望を持ち、安心して子どもを産み育てることができるよう、安全で快適な妊娠、出産環境を整備し、その後の子育てが楽しいと感じられるよう、生まれる前から切れ目のない相談支援などの充実を目指します。

#### 基本目標2 **(仮) 2 乳幼児の発育・発達に向けた支援の充実**

乳幼児期の子どもの心身の健やかな発育、発達を支えるため、健康診査や健康相談などの支援の充実と、生涯にわたってイキイキとした生活を送る基本としての正しい食習慣を形成します。

#### 基本目標3 **(仮) 3 乳幼児期の教育・保育の提供**

保育所・認定こども園を利用する家庭と在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面での充実を目指します。

#### 基本目標4 **(仮) 4 子どもの育ちや自立への支援**

遊びを含む学習やさまざまな体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後などにおける子どもの心身の健全育成を推進します。

また、子どもを取り巻く社会環境の変化は、子どもの心に大きな影響を及ぼすことから、関係機関と連携し安全・安心な社会づくりを目指します。

#### 基本目標5 **(仮) 5 配慮を必要とする子どもと家庭への支援**

要保護児童等、障害児、ひとり親家庭の子どもなど、すべての子どもの権利と自由を守るため、児童虐待の防止、ひとり親家庭の自立支援、障害児支援の充実など、関係機関と連携し、さまざまな支援の充実を目指します。

#### 基本目標6 **(仮) 6 社会全体で子どもと子育てを支える体制づくり**

地域や職場が、子どもと子育て支援への重要性を認識し、互いに協働しながらそれぞれの役割を責任をもって果たすための取り組みを推進します。

基本理念

# (仮) 子どもがイキイキ、子育て世代が安心して子育てができるまち

基本目標

(仮) 1 結婚や子育てに夢を持てる環境の整備

(仮) 2 乳幼児の発育・発達に向けた支援の充実

(仮) 3 乳幼児期の教育・保育の提供

(仮) 4 子どもの育ちや自立への支援

(仮) 5 配慮を必要とする子どもと家庭への支援

(仮) 6 社会全体で子どもと子育てを支える体制づくり

基本施策

### (仮) ①結婚に向けた支援

- ・若い世代の交流促進
- ・雇用環境の改善

### (仮) ②妊娠期から出産・産後の健診・相談体制の充実

- ・切れ目のない相談支援
- ・妊婦健康診査などの充実
- ・産後の育児不安や負担の軽減
- ・不妊に対する支援

### (仮) ③結婚に向けた思春期からの保健対策

- ・思春期保健対策の充実

### (仮) ④産科・小児医療の体制整備

- ・小児医療の充実
- ・道路整備による搬送体制の確保

### (仮) ①乳幼児期の健診・相談支援体制の充実

- ・乳幼児健康診査の機能強化と予防接種の勧奨
- ・育児相談会・離乳食教室の開催

### (仮) ②乳幼児期からの正しい食習慣や生活習慣の形成

- ・食育の推進

### (仮) ①保育所・認定こども園など教育・保育の量の確保と質の充実

- ・教育・保育の量の確保と質の向上

### (仮) ②ニーズに応じた保育サービスの提供

- ・多様なニーズに応じた保育サービスの充実

- ・子育て家庭への経済的支援
- ・地域の子育て家庭支援の充実

### (仮) ①学校の教育環境の充実

- ・学校の教育力の向上
- ・国際化・情報化社会に対応できる人づくり

### (仮) ②いじめや不登校対策の充実

- ・いじめの未然防止と相談体制の充実

### (仮) ③危機管理体制の強化

- ・情報モラル教育の充実

### (仮) ④放課後の居場所づくり

- ・放課後児童の健全育成

### (仮) ①専門的な支援を要する子どもや家庭への支援

- ・経済的支援の充実
- ・相談支援体制の充実
- ・障害福祉サービスの充実

### (仮) ②ひとり親家庭への自立支援

- ・保育所・認定こども園、放課後児童クラブでの受け入れ
- ・切れ目のない支援
- ・特別支援教育の推進

### (仮) ③要保護児童への支援・対応の強化

- ・相談体制の充実
- ・就業・生活支援
- ・子どもの育ちへの支援

### (仮) ③要保護児童への支援・対応の強化

- ・支援体制の充実
- ・定期的な情報提供と児童虐待防止の啓発

- ・子ども家庭総合支援拠点の設置

### (仮) ①地域の教育力の向上

- ・地域ぐるみの活動の推進
- ・公民館での学習機会の創出
- ・自然体験活動・スポーツ活動の推進

### (仮) ②子どもが安全・安心に暮らせる地域づくり

- ・交通安全対策の推進
- ・子どもの安全確保

### (仮) ③仕事と子育ての両立支援

- ・男女共同参画社会実現に向けた意識啓発
- ・仕事と子育ての両立支援
- ・企業誘致の促進

## 5つの視点

子どもの視点

親の育ちを支える視点

すべての子どもと家庭への支援の視点

身近な地域での支援の視点

社会全体での支援の視点

## 第2部 各論

### 第1章 次代を担う子どもと子育て支援施策の展開

#### 第1節 結婚や子育てに夢を持てる環境の整備

##### 1 結婚に向けた支援

###### 【現状と課題】

未婚化や晩婚化が進むなか、本市においても、婚活イベントやセミナーを開催するなどの結婚支援に取り組んできましたが、平成30年に市が実施した未婚者（若者）の意識調査によると、多くの若者は結婚を望んでいること、また、出会いについては自然な出会いを望んでいることなどがわかりました。市では調査の結果などを踏まえ、若者が興味を持って参加したくなる地域活動やイベントを通して、若者が自然に交流し出会うことができる場を提供していくこととしています。

また、意識調査では、未婚化や晩婚化に歯止めをかけるために必要な対策として、「子育て支援（仕事と子育ての両立支援など）」「経済的支援（子育て・教育にかかる）」「就労支援（雇用の確保や雇用形態、賃金の改善など）」という回答が多く、子育て支援に加えて、若者の雇用促進や雇用環境の改善など経済的支援も必要です。

###### 【施策の方向性と主な事業・取り組み】

###### （若い世代の交流促進）

公民館で実施している講座やスポーツ教室など既存の事業を含め、若者が参加しやすい事業を実施し、自然な出会いの場を提供します。

婦人福祉協議会が行う結婚相談事業の充実など、結婚を希望する人が安心して相談できる体制づくりを推進します。

（若者向け各種講座の開催、成人式事業、婦人福祉協議会の結婚相談事業）

###### （雇用環境の改善）

将来の結婚や子育てに希望が持てるよう、働きながら子育てがしやすい雇用環境を推進します。

（大野市働く人にやさしい企業応援事業、大野市育児休業等取得促進事業補助）

##### 2 妊娠期から出産・産後の健診・相談体制の充実

###### 【現状と課題】

子どもとその母親の心身の健康の保持、増進は、その後の子どもの成長に大きく影響するものでありとても大切です。

市では平成29年度から結とぴあ内に大野市子育て世代包括支援センターを設置し、保育士や保健師などの専門スタッフが妊娠・出産・産後の健康状態や発育・発達に関する相談に応じ、情報提供、助言、保健指導などを行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供しています。

近年、少子化や核家族化などに伴い、妊娠や出産、子育てについての知識や経験が乏しく、また、相談や支援する人が身近にいない場合が多くなっています。一方で、インターネットで

さまざまな情報を簡単に収集できるようになっていますが、正しい情報を適切に選択することが難しく、それらの情報を適切に理解し、混乱しないように相談支援する必要があります。

また、若年や高齢妊婦、精神疾患、ひとり親家庭、経済的困窮などにより、支援が必要なケースも増えており、保健・医療・福祉・教育の関係機関などが連携した、早期からの専門的な支援が重要になっています。

また、晩婚化や医療の進歩により不妊治療を受けるケースが増加しているため、不妊に関わる不安や悩み、経済的な負担の軽減を図る必要があります。

## 【施策の方向性と主な事業・取り組み】

### （切れ目のない相談支援）

妊娠中の不安や育児不安を抱え、孤立することがないように、保健・福祉・医療などの各分野が連携し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を強化します。

（母子健康手帳の交付、子育て世代包括支援センター事業、子育て支援情報の提供）

### （妊婦健康診査などの充実）

妊娠届出時の保健師等による丁寧な相談対応により、その後の必要な支援にスムーズにつながるのと同時に、妊婦健康診査や乳児健康診査、乳幼児全戸訪問などのさまざまな機会を捉え、早期発見・早期治療・継続した相談・支援の充実を図ります。

（保健指導、妊婦健康診査、乳幼児全戸訪問、保健師等による訪問指導）

### （産後の育児不安や負担の軽減）

出産直後の産婦の母乳育児への不安や身体への負担を軽減するため、医療機関などと連携した支援、産後健診や母乳外来にかかる費用の助成、助産師による母乳相談、育児援助などを実施します。

（専門職による相談指導）

### （不妊に対する支援）

不妊に対する知識の普及・啓発に努め、社会全体の理解の推進を図り、不妊治療にかかる経済的負担の軽減を図るため経済的支援を行います。

（不妊治療費助成金）

## 3 結婚に向けた思春期からの保健対策

### 【現状と課題】

女性のやせは、骨量減少、低体重児出産のリスクなどとの関連があるといわれています。妊娠、出産に対する正しい知識が身につけられるよう、また、人工妊娠中絶や性感染症が心身に及ぼす影響などを正しく理解し、自らの命と心身の健康を大切にする気持ちを育てることが大切です。

また、思春期は心とからだの急激な変化により、不安定な状況になりやすい時期であり、うつ病などの精神疾患の発症期でもあることから、思春期の保健対策の充実を図る必要があります。

## 【施策の方向性と主な事業・取り組み】

### （思春期保健対策の充実）

子どもの発達に応じた性や性感染症に対する学習や飲酒、喫煙、薬物、暴力による健康被害に関する学習を実施し、自身の健康を保つために必要となる正しい知識の普及を図ります。

また、自らの命の尊さを知り将来の幸せな結婚、健やかな母体づくりについての理解を深めます。

### （思春期保健に関する学習の実施）

## 4 産科・小児医療の体制整備

### 【現状と課題】

本市には出産可能な医療機関はありませんが、産婦人科が1医療機関あり、分娩施設のある医療機関と連携し安全・安心な出産ができる体制を整えています。

また、小児科を標榜している医療機関が5つあり、大野市休日急患診療所では、大野市医師会や福井大学などの協力を得て、日曜日や祝日の小児救急診療を行っています。

さらに、福井県では、子ども救急医療電話相談に加え、夜間・休日の子どもの急病に対応するため、福井県こども急患センターを設置し、夜間における重症の小児救急患者に対応するため、病院の当番による「小児救急医療支援事業」を実施しており、福井県済生会病院や福井県立病院、福井大学医学部附属病院などで受診することができます。

本市の産科・小児医療の体制整備にあたっては、市内医療機関と市外医療機関との連携が重要となるため、近隣の市町への移動時間の短縮、移動時の快適性や安全性の向上を図る必要があります。平成29年7月には中部縦貫自動車道 永平寺大野道路が全線開通し、現在、残る大野油坂道路の整備が進められています。また、国道158号についても整備が進められ、福井市をはじめとする近隣の市町への移動時間の短縮などが図られています。

今後も、大野油坂道路の早期全線開通、国道158号境寺・計石バイパスの供用開始に向け、着実に整備を進めることが求められます。

## 【施策の方向性と主な事業・取り組み】

### （小児医療の充実）

大野市医師会の協力を得て、市内医療機関の産科・小児科の診療体制を維持し、休日急患診療所の小児科診療については、医師や看護師の確保など診療体制の整備に努めます。

また、福井県や福井県小児科医会などが行っている#8000 子ども救急医療電話相談や、夜間・休日の小児救急体制、二次救急輪番体制について広く周知します。

### （休日急患診療所診療事業）

### （道路整備による搬送体制の確保）

中部縦貫自動車道の早期全線開通、国道158号境寺・計石バイパスの供用開始に向け、国・県に対して全面的に協力していきます。

### （中部縦貫道対策事業、国道158号改修促進期成同盟会などでの事業推進）

## **第2節 乳幼児の発育・発達に向けた支援の充実**

### **1 乳幼児期の健診・相談支援体制の充実**

#### **【現状と課題】**

市では、子どもの心とからだの健康を保持・増進し、健やかな発育・発達を促すため、乳幼児健診、育児相談、離乳食教室、家庭訪問、予防接種などの各種事業を実施しています。

近年、1歳6か月健診、3歳児健診において、発達障害などの発達に気付きのある要経過観察児が増加しています。子どもの発達・発育は個人差も大きいため、異常を早期に発見し、一人一人の発達段階に応じた適切な相談・支援を継続して行う必要があります。令和元年度からは、1歳6か月児健診の経過観察児を対象とした2歳児健診を実施しています。さらに、視力検査に専門の検査機器を導入し、弱視などの目の異常を早期に発見し、早期治療につなげています。

また、子どもに乳幼児健診や予防接種を受けさせない家庭については、その背景に経済的な困窮や、ひとり親家庭などの問題があることも多いため、早期に介入し、丁寧な関わりを継続する必要があります。

#### **【施策の方向性と主な事業・取り組み】**

##### **（乳幼児健康診査の機能強化と予防接種の勧奨）**

乳幼児の発育・発達の確認、疾病などの早期発見、早期支援を行うため、乳幼児全戸訪問の早期の実施、乳幼児健診の受診率100%を目指すとともに、未受診者に対しては、訪問などによる確認、保健指導を実施し、ハイリスク家庭の早期発見・早期介入を図ります。

また、乳幼児を感染症などの疾患から守るため、予防接種の必要性や接種する年齢、回数などのスケジュールをわかりやすく周知啓発し、接種率の向上を図ります。

また、乳幼児が歯口清掃や食習慣などの基本的な歯科保健習慣を身に付けるため、乳幼児歯科健康診査を実施し、生涯と通じた歯の健康づくりを推進します。

**（乳児健診、1歳6か月健診、3歳児健診、予防接種事業）**

##### **（育児相談会・離乳食教室の開催）**

保護者が抱えている育児などに関する不安・悩みに対し、きめ細かな相談、指導を行うため、育児相談会や保健師などによる個別相談、管理栄養士による離乳食教室など、子どもの発達段階に応じた専門的な指導を行います。また、大野市地域子育て支援センターや子育て交流ひろば「ちくたつく」など、保護者が気軽に集い、悩みを相談できる場所や機会の提供に努めます。

**（育児相談会、離乳食教室、地域子育て支援センターやちくたつくでの相談支援）**

### **2 乳幼児期からの正しい食習慣や生活習慣の形成**

#### **【現状と課題】**

乳幼児期は、からだ、こころ、ことばの発達の基礎となる生活習慣をつくる大切な時期です。

特に、子どものうちに健全な食生活を確立することは、生涯にわたり健全な心身を培う基礎となるため、保護者が乳幼児期の食べることに関する特性を理解し、それぞれの発達段階に応じた食事が与えられるように、乳幼児健診時や育児相談会において離乳食相談や食生活指導な

どを実施しています。

本市においては、女性の就業率が高く、仕事や家事、子育てと忙しいことなどから、インスタント食品や加工食品の利用が多くなる傾向があるため、それらが健康にあたる影響や簡単にできる栄養バランスに配慮した調理などを普及、啓発することが大切です。

また、たっぷり遊んで食事時間に空腹を感じるなど、規則正しい生活リズムや食事のリズム、また、歯磨きの習慣も身につけられるよう、支援していく必要があります。

## 【施策の方向性と主な事業・取り組み】

### （食育の推進）

保育所、認定こども園などの関係機関と連携を図り、乳幼児健診時の食生活指導や親子料理教室を実施し、保護者に学習機会や情報の提供、幼児期からの食を通じた体験活動を通して、子どもの豊かな心を育み、食の大切さを学ぶ機会を作ります。

（食生活改善推進員による親子料理教室、乳幼児歯科健診、保育所・認定こども園などでの食育推進教育）

## 第3節 乳幼児期の教育・保育の提供

### 1 保育所・認定こども園など教育・保育の量の確保と質の充実

#### 【現状と課題】

第1期事業計画においては、保育所・幼稚園の認定こども園への移行や統合を進めることとしており、これまで民間の保育所・幼稚園の7園が認定こども園へ移行し、平成31年4月現在の本市の教育・保育施設は、公立保育所4園、民間保育所3園、民間の認定こども園7園（利用定員1,110人）となっています。令和2年度には、新たに民間保育所2園が認定こども園へ移行する予定です。これにより、0～2歳児の定員が13人増えることとなります。

また、同計画においては、少子化に伴う入所児童数の減少を見込み、公立保育所から民間施設への定員移譲を進めることとしていますが、保育所・認定こども園の入所児童数については、平成30年度で減少したものの平成29年度までは年々増加している状況です。これは、母親の育児休業明けからの入所希望が増え、低年齢児の入所が増加していることによるものと考えられます。

教育・保育施設の定員については、平成27年4月1日現在の幼稚園の利用定員は160人（公立幼稚園4園120人、私立幼稚園2園40人）、保育所の利用定員は980人（公立保育所190人、民間保育所790人）で、平成31年4月1日現在では、幼稚園は公立・私立ともに休園などとなっており、保育所などで1,110人（公立保育所4園140人、民間保育所3園240人、認定こども園7園730人）となっています。

これまでに、民間施設の定員については140人の増で、公立施設については、幼稚園が全て休園し、保育所については、平成31年3月末をもって春日保育園（定員50人）を廃園し、170人の減となっています。

これまで、低年齢児の入所希望の増加により入所児童数が増加していましたが、本計画においては、今後の出生数の減少に伴う入所児童数の減少を見込んでおり、民間保育所と協議しながら公立保育所の定員削減を検討する必要があります。

また、適切で質の高い教育・保育を提供するために、県や施設と連携協力し、保育士の養成

や確保、保育補助者による保育士支援を図る必要があります。

また、市では老朽化した保育所・認定こども園の大規模修繕や改築などの施設整備に補助し、計画的に教育・保育施設の環境を整備しています。

#### ■保育所などの入所児童数の推移



各年 1 月 1 日時点の入所数（ただし、幼稚園は一部 5 月 1 日の入園数）

#### 【施策の方向性と主な事業・取り組み】

##### （教育・保育の量の確保と質の向上）

教育・保育が必要な家庭に、等しくサービスが提供できるよう適正な定員を設定し、多様な教育・保育のニーズに適切かつ柔軟に対応します。

また、教育・保育施設としての役割や機能を発揮できるよう、より専門性を高めるため保育士などを対象とした研修の実施や、福井県保育人材センターを活用した保育人材の安定確保につなげます。

（保育所・認定こども園の機能充実、福井県保育人材センターの活用）

##### （保幼小接続の推進）

幼児期から小学校への発達と学びの連続性を踏まえた教育の充実を図ります。

（保幼小連携接続会議の開催）

## 2 ニーズに応じた保育サービスの提供

#### 【現状と課題】

市では、地域子育て支援センターや子育て交流ひろばを開設するなど、子育て中の親が孤独感や不安感を感じることがないように、子育て親子が気軽に集い交流できる場を提供し、育児相談に応じるなど、子育てへの負担感を緩和し安心して子育てできる環境づくりに努めています。

本市の女性の就業率は全国的にも高く、就学前児童の保護者に対するニーズ調査結果においても、就労している母親は約 9 割で、うちフルタイムで就労している母親は約 7 割となっています。男性が家事や子育てを分担する動きも少しずつ広がっていますが、依然、子育ての負担が母親に大きくかかっている状況が心配されます。働き方が多様化する中で、延長保育や病児保育、一時預かり保育といった多様な保育ニーズが高まっており、こうしたニーズに応え、子育て支援の充実を図っていくことが重要です。

また、「ニーズ調査」の自由意見では、子育てにかかる経済的な負担を感じている保護者が多く、経済的な支援に対するニーズは依然高いことがうかがえます。令和元年 10 月から教育・

保育の無償化が開始されましたが、子どもの医療費にかかる負担の軽減や児童手当の給付など、引き続き子育てにかかる経済的負担の軽減を図っていく必要があります。

### 【施策の方向性と主な事業・取り組み】

#### （多様なニーズに応じた保育サービスの充実）

##### ・利用者支援事業

利用者が、多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援のサービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整などを行います。

（子育て世代包括支援センターの活用）

##### ・地域の子育て家庭への育児支援

地域の子育て拠点として、親子が気軽に集う場、子育てに関する相談指導、情報提供、育児講習会などを実施し、子どもの健やかな育ちを支援します。

（地域子育て支援センター事業、子育て交流ひろば事業）

##### ・一時預かり事業

保育所・認定こども園に入所していない児童の保護者が病気や冠婚葬祭などで家庭での保育が困難になった場合や、育児疲れ解消のために、保育所・認定こども園で子どもを一時的に預かる事業を継続します。

##### ・子育て短期支援事業

保護者が、病気や仕事などにより家庭で一時的に子どもを育てることが困難になった場合や仕事が夜間にわたる場合、児童養護施設などで預かる事業を継続します。

##### ・病児デイケア事業

病気治療中や病気回復期で、保育所・認定こども園に預けられない子どもを、医療機関において一時的に預かる事業を継続します。

##### ・延長保育事業

保育所・認定こども園において、保護者の就労状況などにより、保育時間を延長する事業を継続します。

#### （子育て家庭への経済的支援）

子育てにかかる経済的支援の充実を図ります。

（保育料の無償化、副食費の免除、児童手当の給付、子ども医療費の助成）

#### （地域の子育て家庭支援の充実）

地域の子育て家庭支援の役割を担う認定こども園の相談体制の充実を図るとともに、子どもの居場所づくりを推進します。

## 第4節 子どもの育ちや自立への支援

### 1 学校の教育環境の充実

#### 【現状と課題】

全国学力学習状況調査の結果によると、本市の児童生徒の学力状況は、ここ数年、全国平均を上回り、県平均レベルを維持してきました。しかし、平成30年度の調査では、県平均を下回る教科が多くあったため、各学校において、自校の調査結果に基づく学力向上プランをまとめ、授業内容を改善して学力向上を図りました。その結果、平成31年度の調査では、小中学校ともに全国平均を大きく上回り、ほとんどの教科で県平均と同等となりました。確かな学力の向上を継続していくには、さらなる教育委員会、学校、家庭、地域の連携が必要です。

#### 【施策の方向性と主な事業・取り組み】

##### (学校の教育力の向上)

教員一人一人の指導力の向上と、家庭・地域との連携を推進し、学校の教育力の向上を図ります。また、楽しく分かる授業を目指し、確かな学力の定着と学力向上を図ります。

(活力ある学校づくり推進事業)

##### (国際化・情報化社会に対応できる人づくり)

A L T (外国語指導助手) の配置を継続し、早期から英語に慣れ親しませ、多様な文化を学ばせるなど、国際理解教育を推進します。

小中学校で電子黒板やタブレット端末の活用を推進し、学力を高める授業づくりに努めます。

(国際理解教育推進員の配置、ICT教材備品の整備)

##### (豊かな心やたくましく生きる力を育む教育)

小学4年生から6年生までを対象に、郷土偉人読物などを活用したふるさと教育を進めます。

中学校において、職場体験学習などを通して、働くことの意義や大切さの理解を進めます。

(ふるさと文化創造事業、活力ある学校づくり推進事業(再))

### 2 いじめや不登校対策の充実

#### 【現状と課題】

いじめ防止対策推進法に基づき、本市の各小中学校において学校いじめ防止基本方針を策定し、学校現場におけるいじめ防止にかかる基本理念および責務を明らかにし、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に取り組んでいます。

学校外での相談窓口として、フレッシュハウスがあり、学校に行けない、教室に入れない児童生徒を対象に、学校・家庭以外に安心して過ごすことのできる時間と場所を提供しています。

不登校、いじめ、学校生活、生活習慣、親子関係などに関する相談には、臨床心理士が応じています。

近年、家庭環境や学校、友人との関係を要因とする問題を抱える児童生徒が増加しており、関係機関と連携して問題の解消に取り組んでいます。

児童生徒が抱える問題は多様化しており、一人一人を大切にしたいきめ細かな支援が一層必要となっています。

#### 【施策の方向性と主な事業・取り組み】

##### （いじめの未然防止と相談体制の充実）

各小中学校が、いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組めます。

フレッシュハウスでは、学校・家庭以外に安心して過ごすことのできる時間と場所を提供し、悩みごとの相談に対応します。メールでの相談を受け付け、誰もが、いつでも相談しやすい体制づくりを整えます。

いじめや犯罪などにより被害を受けた子どもの精神的なダメージの軽減や立ち直りの支援を充実させるため、臨床心理士などの専門家による相談体制の確保や、誰もが、いつでも相談できる体制づくり、関係機関との連携を図る取り組みを推進します。

（いじめ防止対策事業、スクール・ソーシャル・ワーカー配置事業、結の故郷教育相談員配置事業、適応指導教室事業）

### 3 危機管理体制の強化

#### 【現状と課題】

情報化社会の進展に伴い、児童生徒を取り巻く環境は大きく変化しています。スマートフォンの長時間利用による生活リズムの乱れ、SNSでの友人間のトラブル、インターネットの利用による個人情報の流出など、過去にはなかった新たな問題が発生しています。スマートフォンやインターネットについて、健全な利用方法を親子で一緒に学び、トラブルや危険に巻き込まれないようにするためのルールについて家族で話し合うことが必要となっています。

#### 【施策の方向性と主な事業・取り組み】

##### （情報モラル教育の充実）

学校や地域、家庭において、インターネットやスマートフォンの利用について、情報を正しく取り扱う方法の普及啓発とトラブルに巻き込まれないようにするための知識の習得を図ります。

（講習会などの開催）

### 4 放課後の居場所づくり

#### 【現状と課題】

小学生を対象に、本市では、子どもたちが放課後に安全で安心して過ごせる拠点として、「放課後児童クラブ」と公民館などを利用した「放課後子ども教室」を実施しています。この2つの事業の連携を深め、児童の健全育成を図っていくことが必要です。

また、ニーズ調査での保護者の意見などを踏まえ、夏休みなどの長期休業期間中の子どもの居場所づくりについて関係課と連携しながら検討していく必要があります。

■児童センター利用者数 （単位：人） ■放課後児童クラブ利用者数 （単位：人）

児童館	H28	H29	H30
西部	3,182	3,489	3,544
南部	6,531	5,486	4,375
東部	4,248	3,521	2,689
北部	2,756	3,929	4,012
和泉	209	539	742
計	16,926	16,964	15,362

児童クラブ	H28	H29	H30
西部	2,146	2,735	4,528
南部	5,733	4,813	7,834
東部	7,025	7,054	7,251
北部	6,570	7,285	8,003
和泉	2,318	2,123	1,935
計	23,792	24,010	29,551

■放課後子ども教室利用者数 (単位：人)

子ども教室	H28	H29	H30
乾側地区	3,127	3,031	2,453
小山地区	5,655	6,085	7,139
上庄地区	4,425	4,611	4,500
富田地区	2,821	3,470	5,186
阪谷地区	5,365	4,936	4,357
計	21,393	22,133	23,635

【施策の方向性と主な事業・取り組み】

(放課後児童の健全育成)

地域において、安全で安心な放課後の児童の居場所となる放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携をとりながら、児童の健全育成を推進します。

また、夏休みなどの子どもの居場所づくりについて関係課と検討を行います。

気がかりな子どもへの理解と対応の重要性に鑑み、放課後児童支援員の研修機会の充実を図ります。

(適正な児童館運営、放課後児童クラブ事業、放課後子ども教室事業)

第5節 配慮を必要とする子どもと家庭への支援

1 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援

【現状と課題】

平成31年3月31日現在の本市の療育手帳の18歳未満の所持者数は43人で、僅かずつですが減少傾向にあるものの、発達障害などの発達にきがりさのある要経過観察児が増加しています。市では、結とびあ内に設置している障害者相談支援センターや子育て世代包括支援センター、児童デイサービスセンターを中心に保育所・認定こども園や関係機関などと連携し、発達障害を早期に発見し、早期の支援につなげており、専門的な療育を行う児童発達支援などの障害福祉サービスを利用する子どもが増えています。

障害のある子どもの家族が、子どもの発育・発達への悩みや不安、仕事と子育ての両立など、経済的、社会的、精神的に不安定な状態に陥らないよう、家族に寄り添った相談支援体制の充実を図り、保護者の負担を軽減し子どもを安定的に養育できる環境を整えるとともに、障害や障害のある人に対する理解を深め、自然に手助けすることができる地域社会づくりを進める必

要があります。

また、障害のある子どもの自立と社会参加を促進するため、一人一人の障害特性に応じた教育を充実する必要があります。

さらに、医療的ケアが必要な子どもが増えており、現在、その支援体制が十分に整っていない状況であるため、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が連携し、課題や対応について協議していくことが必要です。

## **【施策の方向性と主な事業・取り組み】**

### **(経済的支援の充実)**

手当の給付や医療費助成などの経済的支援策を継続し、障害のある子どものいる家庭の経済的負担を軽減し、家族の悩みや不安に寄り添った相談支援に努めます。

**(児童発達支援等利用者負担金補助、重度障害者医療無料化対策事業、特別児童扶養手当、障害児福祉手当)**

### **(相談支援体制の充実)**

子育て世代包括支援センターと児童デイサービスセンターなどが連携し、発育・発達に気がかりさがある子どもの早期発見、早期支援体制の充実を図ります。

療育が必要な場合には、その児童の抱える困りごとの解決や将来の自立と社会参加を目指し、個々の発達の状態や障害特性に応じた適切なサービスの利用に向けて、ケアマネジメントにより支援します。

**(関係機関の相互連携、障害児福祉サービス事業)**

### **(障害福祉サービスの充実)**

児童デイサービスセンターにおいて、言語聴覚士や臨床心理士などが、個々の発達の状態や障害特性に応じて、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行う児童発達支援・放課後等デイサービスを行います。また、必要に応じて、保育所・認定こども園を訪問し集団生活に適応するための専門的な支援を行うなど、サービスの充実を図ります。

学校の授業終了後や休業日に通う療育機能、居場所機能を備えた放課後等デイサービスについては、事業所と連携し受け入れ体制を整えます。

**(児童デイサービスセンターでの発達支援、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援、日中一時支援事業)**

### **(保育所・認定こども園、放課後児童クラブでの受け入れ)**

保育所・認定こども園や放課後児童クラブでの、障害のある子どもや発達に気がかりさがある子どもの受け入れ体制の整備を図ります。また、障害に対する正しい知識を習得し理解を深めるため、保育士などの関係職員に研修機会を提供します。

**(研修会への参加)**

### **(特別支援教育の推進)**

一人一人の教育的ニーズに応えるため、個別の支援・指導計画をもとにした特別支援教育を推進します。

## 2 ひとり親家庭への自立支援

### 【現状と課題】

福井県が実施した平成29年度福井県ひとり親家庭実態調査によると、ひとり親になったときの親の年齢は約5割が30歳代で、子どもは小学校入学前が約5割、小学生が約3割となっています。また、家族構成がひとり親と子のみの世帯は、母子家庭で約6割、父子家庭で約2割で、就業している母親の4割、父親の1割がパートなどでの雇用形態で働いており、就労収入はいずれも県全体の平均就労収入の約半分という結果が出ています。

市では、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の最も身近な相談窓口として、それぞれの家庭の実情に応じた生活支援や就労支援、子どもの居場所づくりなどに取り組むとともに、児童扶養手当の支給や医療費の助成などの経済的支援を行っています。

子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されることのないよう、ひとり親家庭の親の就業や生活支援、子どもの育ちを支援していくことが大切です。

### 【施策の方向性と主な事業・取り組み】

#### （相談体制の充実）

母子・父子自立支援員による相談業務の充実を図り、ひとり親家庭に対するさまざまな施策や制度などの情報提供や周知を進めるとともに、関係機関などと連携し、それぞれのケースに応じたきめ細かな対応に努めるなど相談体制の充実を図ります。

#### （母子家庭等自立支援事業）

#### （就業・生活支援）

ひとり親家庭の親の雇用の安定と就業による自立を促進するため、資格・技能の取得などの就業支援、給付金制度などの利用拡大を図ります。

児童扶養手当の支給、医療費の一部負担金の助成、病児・病後児保育の利用料の軽減などにより、ひとり親家庭を経済的に支援するとともに、社会的にやむを得ない事由による一時的な家事援助や保育サービスなどの子育て支援を実施し、生活の安定を図ります。

（自立支援教育訓練給付金制度・高等職業訓練促進給付金制度の活用、児童扶養手当給付事業、母子・父子家庭等医療費助成事業、母子家庭等日常生活支援事業）

#### （子どもの育ちへの支援）

ひとり親家庭の子どもの学力や生活の向上を目指すため、「がんばれおおのっ子・学習会」の開催、小中学校就学時の支度金の支給や高校生の通学定期代の助成などにより、子どもの育ちを支援します。

ひとり親家庭の経済的負担の軽減と義務教育の円滑な実施を図るため、経済的負担により就学困難と認められる世帯に対して、就学援助費を給付します。

（学習支援事業、就学支度金、高校生通学定期代の助成、要保護・準要保護児童生徒就学援助事業）

## 3 要保護児童への支援・対応の強化

### 【現状と課題】

全国では、児童虐待により幼く尊い命が失われるという痛ましい事件が後を絶ちません。

市では、家庭児童相談員を配置し、県総合福祉相談所や子育て世代包括支援センター、保育所・認定こども園、警察などの関係機関が情報共有、連携し、早期発見、早期対応、迅速な支援に努めていますが、一時保護が必要な事案も発生しています。

本市の新規虐待の相談受付件数は、平成30年度は31件で、前年度より大幅に増えています。これは、平成30年7月の国からの通知「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」に基づいた情報提供が実施されるようになったことで、虐待防止に関する認識がさらに高まったためと考えています。

国においては、平成30年12月に、児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）が閣議決定され、児童相談所と市町村それぞれの体制と専門性の強化を図ることとし、市町村は、居住するすべての子どもと子育て世帯、妊婦を対象に、子育ての悩み相談や、虐待の情報収集、児童相談所や医療機関などとの連絡調整を担う「子ども家庭総合支援拠点」を2022年度を目標に設置することとされました。

本市においても、児童虐待防止対策の体制強化を図るため、現状や課題を整理し、拠点の設置に向けて準備を進める必要があります。

**■新規虐待の内容別相談受付件数（単位：件）**

		H28	H 29	H 30
相談件数（合計）		7	9	31
内 訳	身体的虐待	7	7	18
	保護者の怠慢・拒否	0	2	10
	性的虐待	0	0	0
	心理的虐待	0	0	3

**【施策の方向性と主な事業・取り組み】**

**（支援体制の充実）**

関係機関が適切な連携を図りながら、虐待防止の啓発や子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、要保護児童の早期発見、支援及び適切に保護する要保護児童対策地域協議会の機能の充実を図ります。必要に応じて、実務者会議、ケース会議を開催し、子どもやその保護者に対する具体的な支援について検討します。

家庭において、安定した子どもの養育が可能となるよう、養育支援が特に必要と判断した家庭には保健師などが訪問し、養育に関する指導、助言を行います。また、専門的な知識及び技術を必要とする場合には児童相談所につなげます。

**（要保護児童対策事業、養育支援訪問事業）**

**（定期的な情報提供と虐待防止の啓発）**

保育所、認定こども園、小中学校、高等学校からの「児童虐待防止に係る定期的な情報提供報告書」により対象児童の継続的な状況把握に取り組みます。

また、あらゆる機会を捉えて、積極的な広報に努め、児童虐待の発生を未然に防止します。

**（広報誌などを活用した啓発）**

## **(子ども家庭総合支援拠点の設置)**

目標年度である2022年度の設置に向けて、体制を整備します。

### **第6節 社会全体で子どもと子育てを支える体制づくり**

#### 1 地域の教育力の向上

##### **【現状と課題】**

核家族化や地域のつながりの希薄化、地域の中で子どもたちの自然体験、社会体験する機会が少なくなるなど、地域の教育力の課題が指摘されています。

市では、平成28年3月に策定した「大野市結の故郷 ふるさと教育推進計画」に基づき、家庭教育、地域教育、学校教育が連携して取り組む「ふるさと教育」を進めています。

また、地域活動の活性化や世代間の交流を図るため、各地区での地域づくり事業を支援しています。今後は、地縁による支え合いに加えて、行政や民間団体、ボランティア等の連携により、社会全体で子どもを育てる活動を積極的に進め、子どもの生きる力を育てていく必要があります。

##### **【施策の方向性と主な事業・取り組み】**

##### **(地域ぐるみの活動の推進)**

「地域の子どもは地域で育てる」との意識のもと、世代間交流活動や自然体験活動などを推進しながら、安全・安心な遊び場や居場所の確保を図り、子どもと地域の人々とのかかわりを深めるなどの地域ぐるみの活動を支援します。

**(地域に根ざした風習や文化の継承、多世代交流の場の創出、地域の人々の技能や知識を活用した昔遊びや昔話、農業体験などを学び合う世代間交流活動)**

##### **(公民館での学習機会の創出)**

地域の拠点である公民館で、学校や家庭では体験できない活動などの学習機会を創出し、子どもの自主性、社会性やたくましく生きる力を育みます。

##### **(自然体験活動・スポーツ活動の推進)**

大野の恵まれた自然環境を生かした生活体験活動、野外活動や環境保護活動などのさまざまな体験を通じて、豊かな心とたくましい体づくりを推進します。

また、スポーツ少年団や中学生ジュニアクラブの活動を支援し、子どもたちの健全育成と計画的・継続的にスポーツに親しむ環境づくりを進めます。

**(スポーツ少年団の育成、ジュニアクラブ活動育成促進)**

#### 2 子どもが安全・安心に暮らせる地域づくり

##### **【現状と課題】**

##### **(交通安全対策)**

全国的に園児や児童を巻き込んだ痛ましい交通事故が多発していますが、市では、通学路の安全確保に関する取組方針である「大野市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が

連携して児童生徒の通学路や保育所などの園外活動経路の危険箇所の点検や対策などを講じています。

また、街頭指導の強化や高齢者の運転免許証の自主返納の促進、保育所や小学校などでの交通安全教室の開催など、警察や交通安全協会などと連携した交通安全を推進しています。

本市は、犯罪の少ない安全・安心なまちですが、不審者による被害から子どもを守り安全を確保するためには、保護者や保育所・認定こども園、学校、関係機関をはじめ、地域での見守り体制を整備することが大切です。

また、公園の遊具などについては、大野市都市公園寿命化計画に基づき、安全性などについて現状把握を行い、計画的に施設の改善を実施し、利用者の安全性の向上を図っています。

## 【施策の方向性と主な事業・取り組み】

### （交通安全対策の推進）

大野市通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関が連携して通学路や園外活動経路の危険箇所や安全対策を推進します。

小中学校や保育所・認定こども園などと連携し、子どもの交通安全教育の充実を図り、さまざまな機会を利用した交通安全意識啓発活動を推進します。

また、高齢者も含めた地域社会全体が交通ルールやマナーについて十分な理解を得る取り組みを推進します。

（通学路等安全推進担当者会議の開催、交通安全教室の開催）

### （子どもの安全確保）

園外活動中の園児の安全確保や児童生徒の登下校中、学校などでの安全確保を図るため、保育士や教職員による日常における安全確認の徹底を図るとともに、保育所・認定こども園、学校、警察、県、市など関係機関の連携を密にし、園児・児童生徒の安全確保を図り、地域ぐるみでの見守り活動を促進します。

（子ども110番の家、青少年育成大野市民会議による児童生徒の見守り活動の啓発）

## 3 仕事と子育ての両立支援

### 【現状と課題】

「ニーズ調査」では、就学前の子どもを持つ父親の1日当たりの就労時間が9時間を超える割合は54%で、19時以降に帰宅する父親の割合も55%となっています。一方、88%の母親が就労しており、その割合は前回調査とほぼ変わりませんが、フルタイムで働く母親約は前回調査時より10ポイント増加しています。

また、「ニーズ調査」の結果をみても、依然、父親の育児休業の取得は進んでおらず、その理由として、「配偶者が育児休業制度を利用したから」「仕事が忙しかったから」「収入減となり経済的に苦しくなるから」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったから」などの回答が多くなっています。

育児休業から復帰した母親の短時間勤務制度の利用については、「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」が35%で、その理由として「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があったから」が67%でした。

仕事と家庭を両立するためには、夫婦や家族の相互理解、協力はもとより、育児休業が取得しやすい職場環境や妊娠中・育児期間中の勤務しやすい環境の整備など、事業主や職場の理解と協力のもと、子育てしやすい職場環境づくりを浸透し、定着させることが大切です。さらに、事業所の職場環境改善に向けた取り組みを支援し、意識啓発を進める必要があります。

#### **【施策の方向性と主な事業・取り組み】**

##### **（男女共同参画社会実現に向けた意識啓発）**

男女がともに子育てを担う男女共同参画社会を実現するための意識啓発と、市民を対象にした講演会などを開催することで、学習の機会を提供します。

##### **（男女共同参画プラン推進事業）**

##### **（仕事と子育ての両立支援）**

子育て中の保護者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、育児休業の取得や短時間勤務制度の利用など、本人の希望に応じた働きやすい職場環境づくりを支援します。

また、あらゆる機会を捉えて保護者や企業などの事業主に対し啓発活動に取り組みます。また、職場環境の改善を図り仕事と生活との調和を実現している企業などの社会的評価を推進します。

##### **（大野市働く人にやさしい企業応援事業（再）、育児休業等取得促進事業補助金（再））**

##### **（企業誘致の促進）**

産業の活性化及び新規雇用の確保のため積極的な企業誘致を図り、若者の雇用の場の確保につなげます。

##### **（企業誘致活動事業）**

## 第2章 子ども・子育て支援事業計画

### 第1節 教育・保育提供区域の設定

#### 1 区域設定の考え方

本市では、地域の実情に応じた適切な子育て支援を提供するため、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を利用するための施設の状況等を総合的に勘案し、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を設定します。

なお、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域とすることが基本となっています。

#### 2 区域設定

保育所・認定こども園ともに、子どもが地区を超えて入園している実態を踏まえ、第1期に引き続き、大野市全体で1区域とします。

## 第2節 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容

5年間の計画期間（令和2年度から令和6年度）における「教育・保育の量の見込み」を定め、「量の見込み」に基づく「確保の内容」を定め、提供体制の確保方策やその実施時期を設定します。

### 1 教育・保育の量の見込みの考え方

これまでの入所児童の利用実績、令和2年度以降の人口推計等を基に、認定区分ごとに必要な量の見込みを算出します。

0歳児については、育児休業からの復帰による年度途中からの入所児童数の増加を勘案し、年度末の利用率で設定します。

### 2 利用実績

(単位：人)

年度	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	1号	2号	3号									
①利用実績	40	612	487	48	665	495	58	656	507	64	653	476
②確保の内容												
教育・保育施設	140	659	341	70	639	351	80	614	366	75	663	387
地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

### 3 計画期間中の量の見込みと提供体制の確保の内容

(単位：人)

年度	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育	保育	1・2歳	0歳		教育	保育	1・2歳	0歳
①量の見込み	43	0	639	338	100	36	0	607	318	97
②確保の内容										
教育・保育施設	84	653		309	81	82	633		316	96
地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②-①	41	14		-29	-19	46	26		-2	-1

年度	令和4年度					令和5年度					
	認定区分	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育	保育	1・2歳	0歳		教育	保育	1・2歳	0歳
①量の見込み	31	0	591	305	97	26	0	570	300	96	
②確保の内容											
教育・保育施設	82	633		316	96	82	633		316	96	
地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
②-①	51	42		11	-1	56	63		16	0	

年度	令和6年度					
	認定区分	1号	2号		3号	
			教育	保育	1・2歳	0歳
①量の見込み	21	0	546	298	95	
②確保方策						
教育・保育施設	82	633		316	96	
地域型保育事業	-	-	-	-	-	
②-①	61	87		18	1	

#### 【確保の内容】

今後の出生数の減少に伴い、入所児童数の減少を見込んでいますが、3号の提供量（定員）の不足については、2号から3号への定員移行により確保を図ります。

2号の提供量（定員）の超過が見込まれるため、民間施設と協議しながら公立保育所の定員の削減を検討します。

※現在、提供量（定員）の不足については、定員の弾力化により対応しています。

定員の弾力化とは「保育所への入所の円滑化について」（厚生省児童家庭局保育課長通知）により行っているもので、入所児の処遇等の諸条件が十分に確保されている保育所・認定こども園において、適正な運営に支障がない場合に限り、基準の範囲内で定員を超えて保育を実施することが認められるものです。

### 第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容

5年間の計画期間（令和2年度から令和6年度）における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、「量の見込み」に基づく「確保の内容」を定め、提供体制の確保方策やその実施時期を設定します。

#### 1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

事業ごとに、これまでの利用実績及び今後の人口推計等を基に、必要な量の見込みを算出します。

#### 2 各事業の量の見込みと提供体制の確保の内容

##### (1) 利用者支援事業

###### ア. 事業内容

利用者が、多様な子育てサービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育てサービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整等を行います。

###### イ. 取組状況

平成29年4月に開設した大野市子育て世代包括支援センター（結とびあ内）では、妊娠期から子育て期までのさまざまな相談について、保育士や保健師などの専任職員による相談業務を実施しています。

###### ウ. 量の見込みと確保方策

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

###### エ. 確保の内容

子どもやその保護者の身近な場所で実施することで利便性を高め、専任職員を配置し、子育て支援の情報提供を図るとともに、妊娠期から子育て期までの母子保健及び育児に関する総合的な相談、支援を行います。

##### (2) 地域・子ども子育て支援拠点事業

###### ア. 事業内容

地域の身近な場所で、子育て親子と一緒に遊びながら交流できるふれあいの場を提供するとともに、専任の保育士を配置し、子育てに関する相談や子育て関連情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習会（子育て講座、子育て塾など）を実施しています。

イ. 取組状況

・実施施設数 2か所（大野市地域子育て支援センター・子育て交流広場「ちっくたっく」）

・実績

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実績	30,803人日	29,918人日	28,783人日	27,504人日

ウ. 量の見込みと確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	26,000人日	25,000人日	24,000人日	23,000人日	22,500人日
確保方策	26,000人日	25,000人日	24,000人日	23,000人日	22,500人日

エ. 確保の内容

現在、2か所の拠点施設において受入体制は整っていると考えられるため、引き続き2か所で相談や情報提供など必要な支援を図ります。

(3) 妊婦健康診査

ア. 事業内容

妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な出産のために適切な健診を行う事業です。母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査受診票（1人当たり14回）を交付し、受診勧奨を行い、疾病の予防や妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導につなげています。

イ. 取組状況

・実施場所 県医師会に加入する病院や県外の契約医療機関にて実施

・実績

年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実績	人数	221人	201人	204人	164人
	健診回数	2,546回	2,369回	2,460回	2,082回

ウ. 量の見込みと確保方策

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人数	174人	172人	170人	168人	166人
	健診回数	2,436回	2,408回	2,380回	2,352回	2,324回

確保方策	人数	174人	172人	170人	168人	166人
	健診回数	2,436回	2,408回	2,380回	2,352回	2,324回

エ. 確保の内容

県医師会に加入する医療機関や里帰り出産については県外の医療機関と委託契約し、妊婦の定期受診につなげるとともに、経済的負担の軽減に努めます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

ア. 事業内容

「こんにちは赤ちゃん事業」として、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境等を把握し、子育てに必要な情報提供や助言を行います。支援が必要な家庭に対しては、関係機関と連携し必要な支援につなげています。

イ. 取組状況

- ・訪問体制 保健師・助産師・看護師による家庭訪問
- ・実績

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実績	211人	203人	194人	194人

ウ. 量の見込みと確保方策

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	174人	172人	170人	168人	166人
確保方策	174人	172人	170人	168人	166人

エ. 確保の内容

訪問により、支援が必要な家庭には、関係機関と連携し養育支援訪問事業につなげるなど継続的な支援に努めます。

(5) 養育支援訪問事業

ア. 事業内容

育児ストレスなどの問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱えている家庭やさまざまな原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるとともに、保護者の身体的・精神的負担を軽減するため家庭児童相談員と保健師などが支援

を行います。

イ. 取組状況

- ・実施体制 保健師、保育士、家庭児童相談員など
- ・実績

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	123 人	169 人	206 人	138 人

ウ. 量の見込みと確保方策

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	138 人	138 人	155 人	155 人	155 人
確保方策	138 人	138 人	155 人	155 人	155 人

エ. 確保の内容

要保護児童、要支援児童の迅速で適切な対応が図れるよう、関係機関との連携を強化を図ります。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ア. 事業内容

保護者が疾病、看護、就労、育児不安等身体上又は精神上的の理由で、家庭での養育が一時的に困難な場合、また平日の夜間や休日に不在で家庭での養育が困難な場合に、児童養護施設や乳児院で子どもを預かります。

イ. 取組状況

- ・事業の種類 ショートステイ（宿泊を伴う利用）・トワイライトステイ（平日の夜間や休日の利用）
- ・実施場所 2か所（偕生慈童苑、済生会乳児院）
- ・実績

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	9 人	8 人	8 人	10 人

ウ. 量の見込みと確保方策

年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ショートステイ	量の見込み	35 人				
	確保方策	35 人				
トワイライ	量の見込み	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人

トステイ	確保方策	2人	2人	2人	2人	2人
------	------	----	----	----	----	----

エ. 確保の内容

支援が必要な方に対する支援の確保と、要保護児童やその保護者への支援が的確にできるよう努めます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

ア. 事業内容

子育ての手助けをしたい方と手助けをして欲しい方の双方が会員となる相互援助のためのしくみをつくり、お互いに助けたり助けられたりしながら、子育てを支援するための会員間の橋渡しを行う事業です。

イ. 取組状況

大野市では実施していません。

ウ. 量の見込みと確保方策

現在、本市では実施していませんが、ニーズや人材確保などの課題を踏まえ、実施を検討していきます。

(8) 一時預かり事業

ア. 事業内容

一時預かり事業（幼稚園型）は、教育時間の前後や長期休業期間等に、主に園児を対象に認定こども園で保育を実施します。また、家庭において保護者の就労、疾病、冠婚葬祭等により一時的に家庭での育児が困難となった乳幼児について、保育所や認定こども園で保育を実施します。

イ. 取組状況

- ・ 一時預かり事業（幼稚園型）・ 一時預かり事業（一般型）
- ・ 実施場所 保育所・認定こども園
- ・ 実績

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	4,385 人日	2,493 人日	1,842 人日	2,058 人日

ウ. 量の見込みと確保方策

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,400人日	3,900人日	3,500人日	3,250人日	2,900人日
確保方策	4,400人日	3,900人日	3,500人日	3,250人日	2,900人日

#### エ. 確保の内容

一時預かり事業（幼稚園型・一般型）については、一定のニーズがありますが、既存の保育所および認定こども園で供給体制を確保します。

### （9）延長保育事業

#### ア. 事業内容

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労形態の多様化等に伴うやむを得ない理由により、保育所や認定こども園で、通常の保育時間を延長して保育を実施する事業です。

#### イ. 取組状況

- ・実施場所 保育所・認定こども園
- ・実績

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実績	186人	178人	171人	255人

#### ウ. 量の見込みと確保方策

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	243人	231人	224人	218人	212人
確保方策	243人	231人	224人	218人	212人

#### エ. 確保の内容

既存の保育所及び認定こども園において、保護者の延長保育のニーズに対応していきます。

### （10）病児・病後児保育事業

#### ア. 事業内容

病気又は病気回復期のため集団保育が困難かつ、保護者の就労、疾病等の事由により家庭で保育ができない乳幼児等を医療機関等に付設された専用スペースにおいて、一時的に保育を行います。

#### イ. 取組状況

- ・実施場所 病児デイケア「とちのき」（栃木産婦人科医院内）

・定員 病児 2 人、病後児 2 人

・実績

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	138 人日	177 人日	161 人日	140 人日

※広域利用含め 321 人日

ウ. 量の見込みと確保方策

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	298 人日	284 人日	275 人日	267 人日	258 人日
確保方策	298 人日	284 人日	275 人日	267 人日	258 人日

エ. 確保の内容

病気の急変等による緊急対応に備えるため、医療機関に併設する保育施設において実施しています。

感染症流行期には、利用者が急増することから、それに対応できる収容能力が必要なため、現在、本市と事業の相互広域利用委託契約をしている勝山市及び福井市の施設で広域利用をしています。

感染症の流行などにより、一時的に利用ニーズが高まったときの市内での受入体制については、利用者が利用しやすい環境整備に努めていきます。

(11) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)

ア. 事業内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、放課後や長期休業期間において適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図ります。

イ. 取組状況

・実施箇所 5 か所

・実績

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	252 人	238 人	249 人	292 人

ウ. 量の見込みと確保方策

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
量の見込み	1 年生	111	127	112	109	108
	2 年生	103	94	108	95	92
	3 年生	56	57	52	59	52
	4 年生	29	28	28	26	30

	5年生	6	6	6	6	5
	6年生	1	1	1	1	1
確保方策		306	313	307	296	288

#### エ. 確保の内容

市内5つの放課後児童クラブで放課後などの安全・安心な居場所づくりに努めます。

放課後の子どもの居場所については、今後の利用児童数の推移も考慮しながら、放課後子ども教室と連携し検討することとします。

#### 第4節 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

市では、第1期計画期間において、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就業状況やその変化等によらず柔軟に子どもたちが質の高い教育・保育を一体的に享受できるよう、幼稚園や保育所から認定こども園への移行について、必要な支援を行ってきたところです。

当該期間において7つの認定こども園が開設されたことで、教育・保育の一体的提供の推進が図られ、また、地域の子育て支援拠点として園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できるようになりました。

乳幼児期が、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、第2期計画においても、すべての子育て家庭を対象にニーズに応じたさまざまな子育て支援の充実を図ります。

#### 第5節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策の一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付として、子育てのための施設等利用給付が創設され、令和元年10月から開始されました。

新しい給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、市から保護者への施設等利用費の支払いは、子ども・子育て支援法第30条の11第1項で定められているとおり、償還払いによることとします。

また、子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、対象施設等の市による確認、公示、指導監督等の事務の執行や権限の行使について、必要に応じ県に対し協力を求めることとします。